

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(2)	3
江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(3)	3
江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例(4)	3
江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例(5)	4
江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例(6)	4
江東区区民体育館条例の一部を改正する条例(7)	4
江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例(8)	5
江東区営プール条例の一部を改正する条例(9)	5
江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(10)	6
江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例(11)	6
江東区営住宅条例の一部を改正する条例(12)	7
江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例(13)	7
江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例(14)	8
江東区江東きつずクラブ条例等の一部を改正する条例(15)	8
江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例(16)	8
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(17)	9
江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(18)	9
江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(19)	10
江東区指定介護予防支援等の事業の人員及	

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(20)	10
江東区福祉会館条例の一部を改正する条例(21)	11
江東区介護保険条例の一部を改正する条例(22)	11
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例(23)	12
江東区特別区税条例の一部を改正する条例(24)	14

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 6 年 2 月下期）(78)	19
指定居宅介護支援事業所の廃止について(82)	19
区内地域密着型サービス事業所の廃止について(83)	19
区内地域密着型サービス事業所の指定について(84)	19
令和 5 年度補正予算の公表(88)	19
特別区道路線の区域変更について(95)	37
特別区道路線の供用開始について(96)	54
江東区区有通路の区域変更について(97)	70
都市公園の面積変更について(102)	77
保管自転車の処分について（令和 6 年 3 月上旬）(104)	79
令和 6 年度当初予算の公表(111)	79
令和 6 年度補正予算（第 1 号）の公表(112)	100
江東区男女共同参画推進センター使用料の収納事務に係る私人委託について(117)	102
都市公園の区域及び面積変更について(119)	102
副区長の退任について(120)	104
副区長の退任について(121)	104
副区長の就任について(122)	104
副区長の就任について(123)	104
副区長の担任事項について(124)	104
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務に係る私人委託について(125)	104
江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納事務に係る指定納付受託者の指定について(126)	104
江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納事務に係る私人委託について(127)	105

江東区国民健康保険料の収納事務の私人委託について(128)	105
江東区後期高齢者医療保険料の収納事務の私人委託について(129)	106
江東区証明書等自動交付事務に係る公金収納事務の私人委託について(130)	106
枝川・東陽区民館の使用料の収納事務に係る私人委託について(131)	106
江東区介護保険料の収納事務の私人委託について(132)	107
公金のクレジット収納における指定納付受託者の指定について(136)	108
特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納事務の私人委託について(137)	108
クレジットカード収納サービスにおける指定納付受託者の指定について(138)	109
令和 6 年度江東区一般廃棄物処理実施計画について(139)	109
廃棄物処理手数料に係る徴収事務の委託について(140)	119
児童遊園の設置について(141)	121
江東区保育料の収納事務の私人委託について(143)	123
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(144)	123
豊洲特別出張所の公金収納事務に係る私人委託について(145)	123
令和 6 年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(146)	124
犬の注射済票交付手数料収納事務の委託について(147)	130
自転車の撤去等に要した費用(手数料)の収納事務の私人委託について(148)	136
特別区道路線の区域変更について(149)	136
保管自転車の処分について(令和 6 年 3 月下旬)(150)	138
指定障害児相談支援事業所の指定について(151)	138
指定障害児相談支援事業所の廃止について(152)	138
特定商業施設変更届出書の縦覧について(153)	138

◎告 示(教)

令和 6 年第 3 回江東区教育委員定例会の招集(5)	139
-----------------------------------	-----

◎告 示(監)

令和 5 年度第 2 回定期監査の結果に対する措置の公表(3)	139
---------------------------------------	-----

◎区 議 会

区議会議決事項	142
(令和 6 年第 1 回定例会)	

条

例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第2号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月江東区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項ただし書中「受ける」の次に「ことができる」を加え、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「受ける」の次に「ことができる」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第3号

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年3月江東区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」の次に「から第8項まで」

を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用）

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第4号

江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例

江東区芭蕉記念館条例（昭和56年3月江東区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「小・中学生」の次に「及び高校生等」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

1 高校生等とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して研修室、本館会議室又は分館会議室を利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の利用料金は、この条

例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 号

江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例

江東区深川江戸資料館条例（昭和 6 1 年 6 月江東区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。
別表中

区分	利用日	利用区分	単位	利用料金
観覧料		大人	1 人 1 回につき	4 0 0 円
		小・中学生	1 人 1 回につき	5 0 円

施設	利用日	利用区分	単位	観覧料・利用料金
展示室		大人	1 人 1 回につき	4 0 0 円
		小・中学生及び高校生等	1 人 1 回につき	5 0 円

に改め、同表中備考 3 を備考 4 とし、同表備考 2 中「徴収して」の次に「小劇場又はレクホールを」を加え、同備考 2 を同表備考 3 とし、同表中備考 1 を備考 2 とし、同表に備考 1 として次のように加える。

- 1 高校生等とは、1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行

った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 6 号

江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例

江東区中川船番所資料館条例（平成 1 4 年 1 0 月江東区条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「小・中学生」の次に「及び高校生等」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 高校生等とは、1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。
- 2 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して会議室を利用する場合の利用料金は、本表に定める額の 1 0 0 分の 1 5 0 相当額を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 7 号

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例

江東区区民体育館条例（昭和 5 0 年 3 月江東区条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 個人利用（第 8 条関係）

施設	単位	利用料金			
		一般	中学生以下の	高校生等	区内に住所を

			者		有する 65歳 以上の 者
大体育室	1日	1,350円	300円	300円	300円
小体育室					
多目的室					
武道場					
柔道場、剣道場及び弓道場					
クライミングウォール					
トレーニング室					
プール	2時間	450円	150円	150円	150円
サウナ室	1回	1,200円		800円	800円

備考

1 高校生等とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 2時間を超えてプールを利用した場合は、超過時間1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）につき、本表利用料金の100分の50相当額を上限として支払うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第8号

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例

江東区夢の島総合運動場条例（平成6年3月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
夢の島競技場トラック	1回	450円	150円
夢の島スケートボードパーク	1回	450円	150円

」

を
「

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生及び高校生等
夢の島競技場トラック	1回	450円	150円
夢の島スケートボードパーク	1回	450円	150円

備考 高校生等とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区営プール条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 9 号

江東区営プール条例の一部を改正する条例
江東区営プール条例（昭和 42 年 7 月江東区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「小・中学生」の次に「及び高校生等」を加え、同表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、同表に備考 1 として次のように加える。

- 1 高校生等とは、15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 14 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 10 号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月江東区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「負担額算定子ども」を「負担額算定基準子ども」に改め、同条第 22 号中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)」及び「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)」を削る。

第 15 条第 1 項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆から

の求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 35 条第 3 項中「定める額」を「定める基準」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 27 条」を「第 28 条」に、「B 型（同条）」を「B 型（同令第 31 条）」に、「C 型（同条）」を「C 型（同令第 33 条）」に改める。

第 42 条第 3 項第 2 号中「区長」を「区」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 3 項中「法第 19 条第 1 号又は第 3 号」を「同条第 1 号又は第 3 号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは、「法第 19 条第 3 号」と」を加える。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第 6 項中「行わない」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と」を、「第 4 項中」の次に「「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、」を、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 14 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 11 号

江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例

江東区こども発達センター条例（平成 5 年 3 月江東区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同条第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

江東区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第12号

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

江東区営住宅条例（平成9年12月江東区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、「同法第5条」を「配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」に改め、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する者に使用を許可する区営住宅は、規則で定める規格の住宅とする。

第12条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第12条の2を削る。

第41条の表中

「	江東区営塩浜住宅駐車場	一般用	10台
		車椅子使用者等用	2台
	江東区営大島五丁目住宅駐車場	車椅子使用者等用	2台

を

「	江東区営塩浜住宅駐車場	一般用	10台
		車椅子使用者等用	2台
	江東区営猿江住宅駐車場	一般用	2台
		車椅子使用者等用	1台
	江東区営大島住宅駐車場	一般用	8台
		車椅子使用者等用	1台

に改める。

別表同猿江一丁目アパートの項中「猿江一丁目アパート」を「猿江住宅」に、「33戸」を「42戸」に改め、同表同大島五丁目住宅の項中「大島五丁目住宅」を「大島住宅」に、「42戸」を「83戸」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条及び別表の改正規定は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江東区営住宅条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第12条第1項の規定により提出された請書とみなす。

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第13号

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

江東区高齢者住宅条例（平成9年12月江東区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同項ただし書を削る。

第12条の2を削る。

別表中

「 3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住宅を借り上げて設置する高齢者住宅

名称	位置	種別	戸数
江東区ピアおおじま	東京都江東区大島六丁目14番4号	単身世帯用住宅	32戸
		2人世帯用住宅	8戸

を

「 3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住宅を借り上げて設置する高齢者住宅

名称	位置	種別	戸数
江東区ピアおおじま	東京都江東区大島六丁目14番4号	単身世帯用住宅	32戸
		2人世帯用住宅	8戸

4 区が民間業者が建設した住宅を買い取って設置する高齢者住宅

名称	位置	種別	戸数
江東区営猿江	東京都江東区猿江	単身世帯用住宅	28戸

住宅	一丁目 1 1 番 2 2 号 (江東 区営猿江 住宅内)	2 人世帯用 住宅	4 戸
----	---	--------------	-----

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表の改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日
から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区高齢者住宅条
例 (以下「新条例」という。) 第 1 2 条第 1 項
の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」
という。) 以後に新条例第 4 条の規定による使
用許可を受ける者から適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第
4 条の規定による使用許可に係るものについて
は、新条例第 1 2 条第 1 項の規定により提出さ
れた請書とみなす。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 4 号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条
例

江東区立児童遊園条例 (昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

別表同北砂三丁目児童遊園の項の次に次のよう
に加える。

同 北砂ふれあい 児童遊園	同 北砂三丁目 1 0 番 1 号
------------------	----------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区江東きつずクラブ条例等の一部を改正す
る条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 5 号

江東区江東きつずクラブ条例等の一部を改
正する条例

(江東区江東きつずクラブ条例の一部改正)

第 1 条 江東区江東きつずクラブ条例 (平成 2 2
年 3 月江東区条例第 1 6 号) の一部を次のよう
に改正する。

第 6 条第 2 項中「、江東きつずクラブ大島八
丁目及び江東きつずクラブ東砂児童館」を「及
び江東きつずクラブ大島八丁目」に改める。

(江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する
条例の一部改正)

第 2 条 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改
正する条例 (平成 2 6 年 1 2 月江東区条例第 4
4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「次に掲げる事業を連携して一
体的に」を「次の事業 (以下「きつずクラブ事
業」という。)」に、「第 2 号に掲げる事業を」を
「第 2 号に掲げる事業」に改める。

(江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する
条例の一部改正)

第 3 条 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改
正する条例 (平成 2 7 年 1 2 月江東区条例第 4
8 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「江東きつずクラブ川南及び」
を削り、「次に掲げる事業を連携して一体的に」
を「次の事業 (以下「きつずクラブ事業」とい
う。)」に、「第 2 号に掲げる事業を」を「第 2 号
に掲げる事業」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条
例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 6 号

江東区立学校施設使用条例の一部を改正す
る条例

江東区立学校施設使用条例 (昭和 5 1 年 3 月江
東区条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

別表プールの部区分の項中「小・中学生」の次
に「及び高校生等」を加え、同表中備考 4 を備考
5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次の
ように加える。

- 3 この表及び次表において「高校生等」と
は、1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1
日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月
3 1 日までの間にある者をいう。

別表トレーニング室の項中

一般
4 5 0 円
4, 5 0 0 円
3, 6 0 0 円
9, 4 5 0 円
1 8, 0 0 0 円

」

を

一般	高校生等
450円	100円
4,500円	1,000円
3,600円	1,200円
9,450円	3,250円
18,000円	6,000円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第17号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に、「拘禁され、又は収容されている」を「拘禁されている」に改め、同条各号を削る。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「7,194円」を「7,494円」に、「8,820円」を「9,090円」に、「11,481円」を「11,703円」に、「12,990円」を「13,152円」に、「15,534円」を「15,573円」に、「16,563円」を「16,602円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6,240円」を「6,459円」に、「7,260円」を「7,422円」に、「8,943円」を「9,081円」に、「10,443円」を「10,539円」に、「11,451円」を「11,505円」に、「11,844円」を「11,865円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第18号

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年3月江東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削り、「第34号」の次に「。以下「省令」という。」を、「第36号」の次に「。以下「予防サービス省令」という。」を加える。

第5条を次のように改める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の規定により条例で定める基準は、省令の定めるところによる。

第6条第2項中「第115条の12第2項第6号」を「第70条第2項第6号」に改める。

第7条を次のように改める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第 7 条 法第 115 条の 12 の 2 第 1 項第 1 号及び第 115 条の 14 第 1 項の条例で定める基準及び員数並びに法第 115 条の 12 の 2 第 1 項第 2 号及び第 115 条の 14 第 2 項の規定により条例で定める基準は、予防サービス省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 19 号

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 30 年 3 月江東区条例第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援の事業の申請者の資格）

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。）は、江東区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月江東区条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者であってはならない。

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第 4 条 法第 81 条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項の規定により条例で定める基準は、省令第 1 条の 2、第 2 章、第 3 章及び第 5 章の定めるところによる。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に

関する基準）

第 5 条 法第 47 条第 1 項第 1 号の条例で定める員数及び基準は、省令第 30 条の規定により読み替えて準用する省令第 1 条の 2、第 2 章及び第 3 章（第 26 条第 6 項及び第 7 項を除く。）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 20 号

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月江東区条例第 48 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号、第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援の事業の申請者の資格）

第 3 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。）は、江東区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月江東区条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び

同条第3号に規定する暴力団関係者であつてはならない。

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等）

第4条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、省令第1条の2、第2章から第4章まで及び第6章の定めるところによる。

（基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等）

第5条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準及び員数は、省令第32条の規定により読み替えて準用する省令第1条の2及び第2章から第4章（第25条第6項及び第7項を除く。）までの定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

江東区福祉会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第21号

江東区福祉会館条例の一部を改正する条例
江東区福祉会館条例（昭和44年3月江東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	塩浜福祉会館	和室（大）	3,400円	」
		和室（中）	1,300円	
		和室（小）	1,000円	

を

「	塩浜福祉会館	洋室（大）	3,400円	」
		洋室（小）	2,300円	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第22号

江東区介護保険条例の一部を改正する条例

江東区介護保険条例（平成12年3月江東区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万4,800円」を「3万3,768円」に改め、同項第2号中「4万5,240円」を「4万4,640円」に改め、同項第3号中「4万8,720円」を「4万8,732円」に改め、同項第4号中「5万9,160円」を「6万3,240円」に改め、同項第5号中「6万9,600円」を「7万4,400円」に改め、同項第6号中「8万400円」を「8万5,560円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「9万480円」を「9万6,720円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「11万4,840円」を「11万9,040円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「12万1,800円」を「13万3,920円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「14万2,680円」を「14万8,800円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「14万6,160円」を「16万3,680円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「17万4,000円」を「18万6,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「19万4,880円」を「20万8,320円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「20万1,840円」を「22万3,200円」に改め、同号ア中「1,200万円」を「1,500万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「20万8,800円」を「23万8,080円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「2,000万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同項第16号中「21万5,760円」を「26万7,840円」に

改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 15 号の次に次の 2 号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 25 万 2,960 円

ア 合計所得金額が 2,500 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 26 万 400 円

ア 合計所得金額が 3,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 6 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「2 万 880 円」を「2 万 1,120 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「2 万 880 円」を「2 万 1,120 円」に、「2 万 7,840 円」を「2 万 9,760 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「2 万 880 円」を「2 万 1,120 円」に、「4 万 5,240 円」を「4 万 8,360 円」に改める。

第 8 条第 3 項中「又は第 9 号ロ」を「、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ、第 12 号ロ又は第 13 号ロ」に、「から第 9 号」を「から第 13 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区介護保険条例第 6 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 23 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、都」を削り、同号カを次のように改める。

カ アからオまでに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

第 14 条の 3 第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 14 条の 3 第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 14 条の 4 の見出しを「(基礎賦課額)」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第 15 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「同法第 12 条第 5 項」を「外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項」に、「同法第 8 条第 4 項（同法）」を「外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法）」に改める。

第 15 条の 4 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1

号中「100分の7.17」を「100分の8.69」に、「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「100分の60」を「100分の61」に、「一般被保険者に係る賦課期日」を「被保険者に係る賦課期日」に改め、同条第2号中「4万5,000円」を「4万9,100円」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「100分の40」を「100分の39」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の5から第15条の7までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

第15条の8を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第15条の9の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.42」を「100分の2.80」に、「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「一般被保険者に係る賦課期日」を「被保険者に係る賦課期日」に改め、同条第2号中「1万5,100円」を「1万6,500円」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の13から第15条の15までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

第15条の16を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第16条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1号中「100分の2.23」を「100分の2.31」に改め、同条第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

第19条第1項及び第2項中「若しくは第15条の5」及び「若しくは第15条の13」を削る。

第19条の2各号列記以外の部分中「又は第15条の5」及び「又は第15条の13」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改める。

付則第5条及び第6条を次のように改める。

付則第5条及び第6条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 改正前の江東区国民健康保険条例付則第 5 条の規定は、平成 23 年度及び平成 24 年度分の保険料については、なおその効力を有する。
- 4 改正前の江東区国民健康保険条例付則第 6 条の規定は、平成 25 年度及び平成 26 年度分の保険料については、なおその効力を有する。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 4 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和 39 年 12 月江東区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 2 条の 5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 17 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 17 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

す。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 23 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 24 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第 3 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

付則第 3 条の 5 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の区民税の特別税額控除）

第 3 条の 6 令和 6 年度分の区民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第 3 条の 8 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 18 条、第 19 条から第 20 条の 3 まで、付則第 2 条の 4 第 2 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項、前条及び付則第 5 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 20 条第 2 項、第 35 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 20 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 35 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 3 条の 6 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第 3 条の 6 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。（令和 6 年度分の区民税の納税通知書に関する特例）

第 3 条の 7 令和 6 年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 29 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民

- 税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはでないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはでないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはでないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）
- 第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第3条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）

からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 3 5 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「1 0 月分金額」という。）に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の

第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の 1 0 月分金額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間における税額はないものとし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月

31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31

日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の区民税の特別税額控除）

- 第3条の9 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第19条から第20条の3まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4の2第1項、付則第3条の5及び付則第5条の2

の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第 4 条第 2 項中「前条」を「付則第 3 条の 5」に改め、同条第 3 項中「第 20 条の 3 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 6 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 20 条の 3 第 1 項中」に、「とあるのは、前 4 条並びに」を「とあるのは「前 4 条及び」に、「とする」を「と、付則第 3 条の 6 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第 4 条第 2 項及び」と、前条中「付則第 3 条の 5 及び」とあるのは「付則第 3 条の 5、次条第 2 項及び」とする」に改める。

付則第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 8 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 9 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 12 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 12 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 13 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 13 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 3 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 6 及び付則第 3 条の 9 の規定の適用については、付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 3 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告

示

◎江東区告示第78号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年3月6日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第82号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年3月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806539
- 2 事業所の名称及び所在地
居宅介護支援事業所 Rakue 江東
東京都江東区北砂5-14-5-102
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ネクセル
千葉県浦安市日の出3-3A-405
代表取締役 柴田 昌行
- 4 廃止年月日
令和6年2月29日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第83号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年3月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号

1390800678

- 2 事業所の名称及び所在地
春木舎デイサービス砂町
東京都江東区東砂1-6-7
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケンシン
神奈川県横浜市中区本牧町1-66-1
代表取締役 柳瀬 康孝
- 4 廃止年月日
令和6年2月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第84号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年3月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800702
- 2 事業所の名称及び所在地
春木舎デイサービス砂町
東京都江東区東砂1-6-7
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ピュアステップ
神奈川県横浜市保土ケ谷区法泉3-24-23
代表取締役 守田 智雄
- 4 指定年月日
令和6年3月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第88号

令和6年3月14日、江東区議会の議決を経た、令和5年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和5年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度江東区介護保険会計補正予算（第

1 号)

- 4 令和 5 年度江東区後期高齢者医療保険会計補
正予算 (第 1 号)

令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 92,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 251,224,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（特別区債の補正）

第 4 条 特別区債の変更は、「第 4 表特別区債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	特 別 区 税	58,823,556	2,748,480	61,572,036
	1 特 別 区 民 税	54,696,828	2,584,684	57,281,512
	2 軽 自 動 車 税	226,490	△ 8,698	217,792
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,830,240	153,873	3,984,113
	4 入 湯 税	69,998	18,621	88,619
3	特 別 区 交 付 金	62,332,995	5,840,357	68,173,352
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	62,332,995	5,840,357	68,173,352
4	利 子 割 交 付 金	187,000	12,000	199,000
	1 利 子 割 交 付 金	187,000	12,000	199,000
5	配 当 割 交 付 金	970,000	22,000	992,000
	1 配 当 割 交 付 金	970,000	22,000	992,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	14,494,000	△ 515,000	13,979,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	14,494,000	△ 515,000	13,979,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	201,000	△ 14,000	187,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	201,000	△ 14,000	187,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,774,125	△ 203,039	3,571,086
	1 負 担 金	3,774,125	△ 203,039	3,571,086
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,967,856	133,846	3,101,702
	1 使 用 料	2,172,267	63,309	2,235,576
	2 手 数 料	795,589	70,537	866,126
14	国 庫 支 出 金	41,509,881	△ 209,981	41,299,900
	1 国 庫 負 担 金	37,195,034	△ 1,799,168	35,395,866
	2 国 庫 補 助 金	4,299,751	1,589,187	5,888,938

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	26,134,817	1,972,997	28,107,814
	1 都 負 担 金	10,338,083	△ 354,099	9,983,984
	2 都 補 助 金	14,165,057	2,423,074	16,588,131
	3 都 委 託 金	1,631,677	△ 95,978	1,535,699
16	財 産 収 入	431,356	281,707	713,063
	1 財 産 運 用 収 入	431,340	235,931	667,271
	2 財 産 売 払 収 入	16	45,776	45,792
17	寄 付 金	1,310	307,366	308,676
	1 寄 付 金	1,310	307,366	308,676
18	繰 入 金	23,461,354	△10,881,789	12,579,565
	1 基 金 繰 入 金	23,461,354	△10,881,789	12,579,565
20	諸 収 入	2,691,498	326,056	3,017,554
	1 延滞金加算金及び過料	26,749	2	26,751
	2 預 金 利 子	115	7	122
	4 受 託 事 業 収 入	392,943	15,369	408,312
	6 雑 入	1,229,969	310,678	1,540,647
21	特 別 区 債	3,299,000	87,000	3,386,000
	1 特 別 区 債	3,299,000	87,000	3,386,000
	歳 入 合 計	251,316,000	△ 92,000	251,224,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	907,992	△ 41,756	866,236
	1 議 会 費	907,992	△ 41,756	866,236
2	総 務 費	29,265,717	1,727,759	30,993,476
	1 総 務 管 理 費	19,321,868	2,493,606	21,815,474
	2 徴 税 費	1,351,915	△ 151,453	1,200,462
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,589,257	△ 209,176	1,380,081
	4 選 挙 費	376,913	△ 18,757	358,156
	5 統 計 調 査 費	92,411	△ 24,306	68,105
	6 地 域 振 興 費	6,426,753	△ 338,301	6,088,452
	7 監 査 委 員 費	106,600	△ 23,854	82,746
3	民 生 費	119,752,655	△ 4,386,651	115,366,004
	1 社 会 福 祉 費	29,204,179	892,404	30,096,583
	2 高 齢 者 福 祉 費	8,112,524	△ 691,422	7,421,102
	3 児 童 福 祉 費	61,512,632	△ 4,229,578	57,283,054
	4 生 活 保 護 費	20,923,320	△ 358,055	20,565,265
4	衛 生 費	25,247,563	△ 3,961,152	21,286,411
	1 衛 生 管 理 費	3,975,252	△ 234,360	3,740,892
	2 環 境 衛 生 費	563,058	△ 38,340	524,718
	3 公 衆 衛 生 費	11,961,649	△ 3,421,771	8,539,878
	4 清 掃 費	8,747,604	△ 266,681	8,480,923
5	産 業 経 済 費	4,429,043	580,285	5,009,328
	1 商 工 費	4,429,043	580,285	5,009,328

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	16,663,181	△ 2,411,470	14,251,711
	1 土 木 管 理 費	1,560,581	△ 150,928	1,409,653
	2 道 路 橋 梁 費	6,083,163	△ 765,032	5,318,131
	3 河 川 費	1,222,738	△ 382,750	839,988
	4 公 園 費	4,139,782	△ 220,711	3,919,071
	5 都 市 整 備 費	3,656,917	△ 892,049	2,764,868
7	教 育 費	36,294,948	5,783,474	42,078,422
	1 教 育 総 務 費	12,915,169	6,750,832	19,666,001
	2 小 学 校 費	11,846,254	△ 499,547	11,346,707
	3 中 学 校 費	7,083,430	△ 270,726	6,812,704
	5 幼 稚 園 費	1,748,257	△ 96,270	1,651,987
	6 社 会 教 育 費	2,646,874	△ 100,815	2,546,059
8	公 債 費	2,208,146	△ 46,767	2,161,379
	1 公 債 費	2,208,146	△ 46,767	2,161,379
9	諸 支 出 金	16,246,755	2,664,278	18,911,033
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,268,548	929,931	14,198,479
	3 諸 費	2,978,206	1,734,347	4,712,553
	歳 出 合 計	251,316,000	△ 92,000	251,224,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2	総 務 費		120,882
	1 総 務 管 理 費	電子計算事務	120,882
3	民 生 費		1,229,000
	1 社 会 福 祉 費	物価高騰重点支援給付金事業	1,229,000
4	衛 生 費		38,400
	1 衛 生 管 理 費	公衆衛生協力団体支援金事業	38,400
5	産 業 経 済 費		1,860,000
	1 商 工 費	エネルギー価格高騰対策支援事業	1,860,000
6	土 木 費		194,576
	2 道 路 橋 梁 費	新砂一丁目無電柱化事業	102,176
	4 公 園 費	仙台堀川公園整備事業	92,400
合 計			3,442,858

第 3 表 債務負担行為補正
変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
特別養護老人ホーム等（第 1 6 特養）整備事業 （整備費補助金）	補正前	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	千円 144,797
	補正後		175,567
介護専用型ケアハウス整備事 業 （整備費補助金）	補正前	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	34,393
	補正後		41,701

第 4 表 特別債補正
変更

起債目的	区分	起債限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
塩浜福祉プラザ 改 修 事 業	補正前	480,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補正後	445,000			
義務教育施設 整 備 事 業	補正前	783,000			
	補正後	905,000			

令和 5 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,349,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,888,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,394,880	△1,461,813	9,933,067
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,394,880	△1,461,813	9,933,067
4	国 庫 支 出 金	1	2,450	2,451
	1 国 庫 補 助 金	1	2,450	2,451
5	都 支 出 金	32,123,477	△1,408,825	30,714,652
	1 都 補 助 金	32,123,476	△1,408,825	30,714,651
6	繰 入 金	4,680,812	1,035,958	5,716,770
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,680,812	1,035,958	5,716,770
7	繰 越 金	1,000,000	461,907	1,461,907
	1 繰 越 金	1,000,000	461,907	1,461,907
8	諸 収 入	37,824	21,323	59,147
	2 預 金 利 子	19	6	25
	3 雑 入	37,801	21,317	59,118
	歳 入 合 計	49,237,000	△1,349,000	47,888,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	828,534	△ 92,544	735,990
	1 総 務 管 理 費	717,410	△ 73,871	643,539
	2 徴 収 費	111,124	△ 18,673	92,451
2	保 険 給 付 費	32,094,667	△1,459,601	30,635,066
	1 療 養 諸 費	27,615,575	△1,373,635	26,241,940
	2 高 額 療 養 費	4,191,764	△ 20,453	4,171,311
	4 出 産 育 児 諸 費	185,560	△ 51,000	134,560
	5 葬 祭 費	43,750	△ 4,830	38,920
	6 結核・精神医療給付金	48,617	△ 2,233	46,384
	7 傷 病 手 当 金	8,400	△ 7,450	950
6	保 健 事 業 費	489,033	△ 65,313	423,720
	1 特定健康診査等事業費	451,999	△ 49,049	402,950
	2 保 健 事 業 費	37,034	△ 16,264	20,770
8	諸 支 出 金	163,872	268,458	432,330
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	163,872	268,458	432,330
	歳 出 合 計	49,237,000	△1,349,000	47,888,000

令和 5 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,075,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,304,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保 険 料	8,028,705	△ 180,810	7,847,895
	1 介 護 保 険 料	8,028,705	△ 180,810	7,847,895
3	国 庫 支 出 金	8,374,851	217,078	8,591,929
	1 国 庫 負 担 金	6,537,932	86,931	6,624,863
	2 国 庫 補 助 金	1,836,919	130,147	1,967,066
4	支 払 基 金 交 付 金	10,054,794	148,305	10,203,099
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,054,794	148,305	10,203,099
5	都 支 出 金	5,521,854	32,406	5,554,260
	1 都 負 担 金	5,224,985	42,159	5,267,144
	2 都 補 助 金	296,867	△ 9,753	287,114
6	財 産 収 入	2,603	△ 9	2,594
	1 財 産 運 用 収 入	2,603	△ 9	2,594
7	繰 入 金	6,939,101	212,053	7,151,154
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,141,692	9,462	6,151,154
	2 基 金 繰 入 金	797,409	202,591	1,000,000
8	繰 越 金	300,000	645,978	945,978
	1 繰 越 金	300,000	645,978	945,978
9	諸 収 入	7,091	△ 1	7,090
	2 預 金 利 子	25	△ 1	24
歳 入 合 計		39,229,000	1,075,000	40,304,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	801,563	△ 27,861	773,702
	1 総 務 管 理 費	369,140	△ 25,861	343,279
	2 徴 収 費	56,990	△ 1,000	55,990
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	368,870	△ 1,000	367,870
2	保 険 給 付 費	36,193,599	397,200	36,590,799
	1 介 護 サービス等諸費	34,057,704	466,500	34,524,204
	2 介護予防サービス等諸費	776,690	△ 16,300	760,390
	4 高額介護サービス等費	1,145,996	△ 32,000	1,113,996
	5 高額医療合算介護 サービス等費	172,900	△ 21,000	151,900
4	地 域 支 援 事 業 費	1,909,687	△ 62,600	1,847,087
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	1,021,266	△ 52,200	969,066
	2 一般介護予防事業費	22,661	△ 2,000	20,661
	3 包括的支援等事業費	863,303	△ 8,400	854,903
5	基 金 積 立 金	3,603	648,261	651,864
	1 基 金 積 立 金	3,603	648,261	651,864
6	諸 支 出 金	220,547	120,000	340,547
	1 償還金及び還付加算金	220,547	120,000	340,547
	歳 出 合 計	39,229,000	1,075,000	40,304,000

令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 145,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,050,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	5,435,083	△ 36,236	5,398,847
	1 後期高齢者医療保険料	5,435,083	△ 36,236	5,398,847
3	広域連合支出金	3,606	6,232	9,838
	1 広域連合補助金	3,606	6,232	9,838
4	繰 入 金	6,309,302	△ 358,345	5,950,957
	1 一般会計繰入金	6,309,302	△ 358,345	5,950,957
5	繰 越 金	50,000	149,850	199,850
	1 繰 越 金	50,000	149,850	199,850
6	諸 収 入	397,008	93,499	490,507
	2 償還金及び還付加算金	3,149	△ 566	2,583
	4 受託事業収入	391,787	△ 48,535	343,252
	5 雑 入	2,060	142,600	144,660
	歳 入 合 計	12,195,000	△ 145,000	12,050,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	175,160	△ 13,382	161,778
	1 総 務 管 理 費	144,079	△ 13,382	130,697
2	保 険 給 付 費	266,000	△ 42,000	224,000
	1 葬 祭 費	266,000	△ 42,000	224,000
3	広 域 連 合 納 付 金	11,324,382	△ 81,302	11,243,080
	1 広 域 連 合 分 賦 金	11,324,382	△ 81,302	11,243,080
4	保 健 事 業 費	365,238	△ 9,700	355,538
	1 保 健 事 業 費	365,238	△ 9,700	355,538
5	諸 支 出 金	14,220	1,384	15,604
	1 償還金及び還付加算金	14,220	1,384	15,604
歳 出 合 計		12,195,000	△ 145,000	12,050,000

◎江東区告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和6年3月21日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	深37号	江東区福住一丁目2番3先から江東区福住一丁目2番26先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	深309号	江東区海辺9番17先から	次図表示のとおり

		江東区海辺9番25先まで	次図表示のとおり
3	深329号	江東区新大橋一丁目4番3先から	次図表示のとおり
		江東区新大橋一丁目4番5先まで	次図表示のとおり
4	深334号	江東区新大橋一丁目4番5先	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
5	深343号	江東区常盤一丁目11番20先から江東区常盤一丁目11番26先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
6	深40	江東区森下三丁目35番32先から	次図表示のとおり

	5号	江東区森下三丁目35番34先まで	次図表示のとおり
7	深438号	江東区毛利一丁目40番16先から	次図表示のとおり
		江東区毛利一丁目38番2先まで	次図表示のとおり
8	深445号	江東区毛利一丁目14番10先から	次図表示のとおり
		江東区毛利一丁目14番1先まで	次図表示のとおり
9	城13号	江東区大島八丁目272番29先から	次図表示のとおり
		江東区大島八丁目272番33先まで	次図表示のとおり
10	城17号	江東区大島七丁目845番1先から	次図表示のとおり
		江東区大島七丁目845番2先まで	次図表示のとおり
11	城21号	江東区大島一丁目255番2先から	次図表示のとおり
		江東区大島一丁目255番27先まで	次図表示のとおり
12	城21号	江東区大島一丁目362番14先から	次図表示のとおり
		江東区大島一丁目362番7先まで	次図表示のとおり
13	城35号	江東区亀戸三丁目202番8先から	次図表示のとおり
		江東区亀戸三丁目202番9先まで	次図表示のとおり
14	城102号	江東区大島三丁目418番34	次図表示のとおり

		先から 江東区大島三丁目418番37先まで	次図表示のとおり
15	城147号	江東区東砂五丁目256番3先から	次図表示のとおり
		江東区東砂五丁目255番6先まで	次図表示のとおり

特別区道深37号区域変更略図

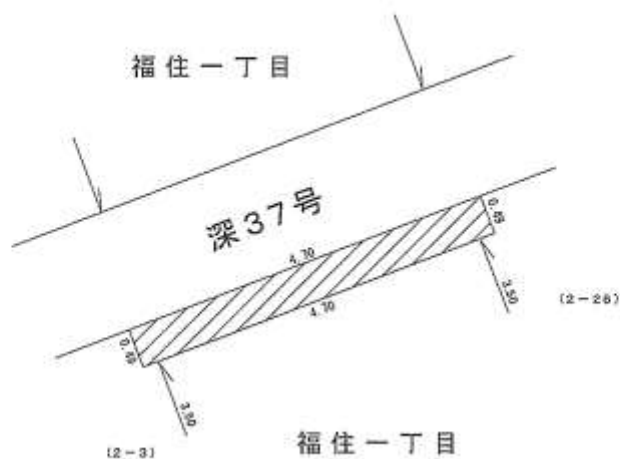
江東区福住一丁目地内

 編入区域

面積 2.35平方メートル



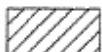
区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深309号区域変更略図

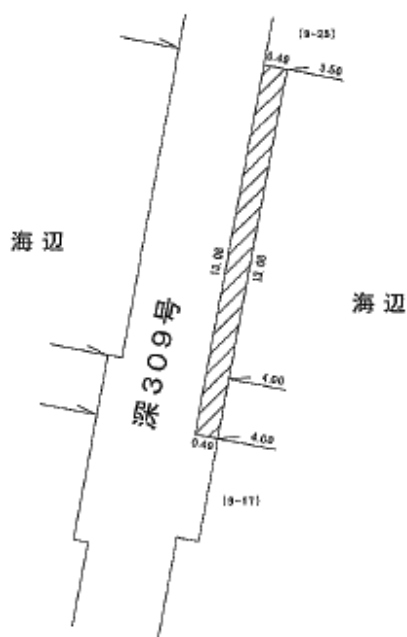
江東区海辺地内

 編入区域

面積 6.53平方メートル



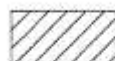
区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深329号区域変更略図

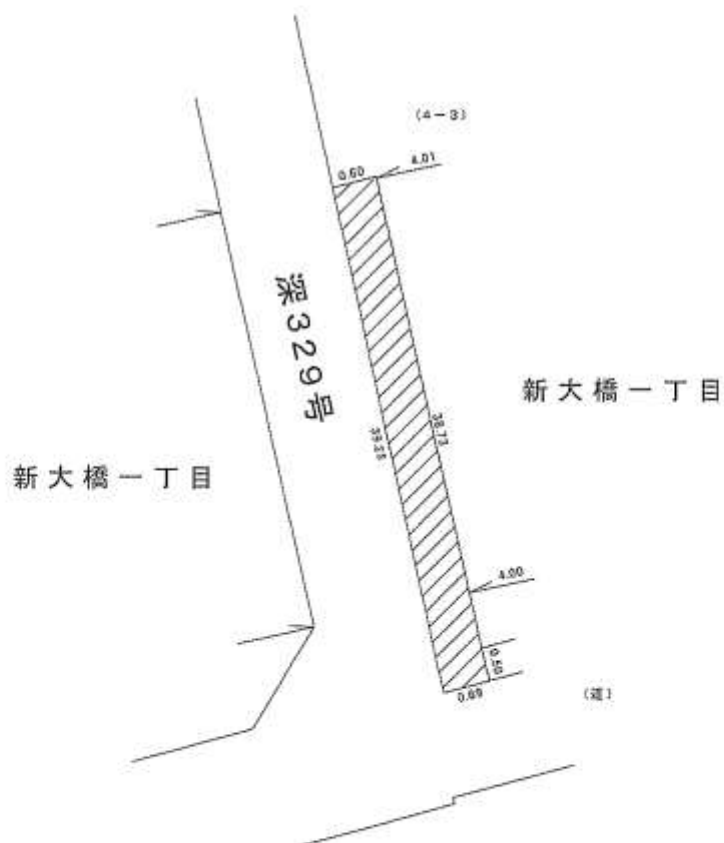
江東区新大橋一丁目地内

 編入区域

面積 25.42平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道深334号区域変更略図

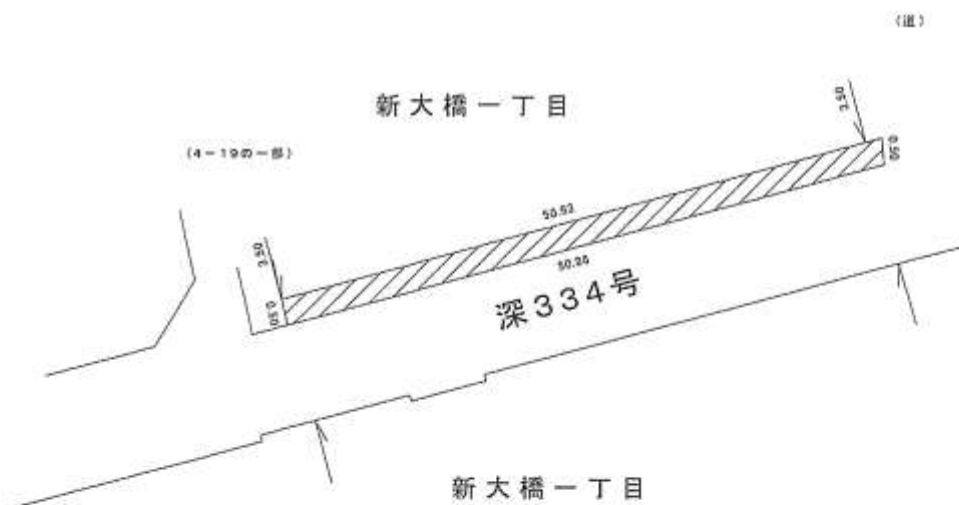
江東区新大橋一丁目地内

 編入区域

面積 25.43平方メートル



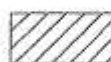
区域変更箇所



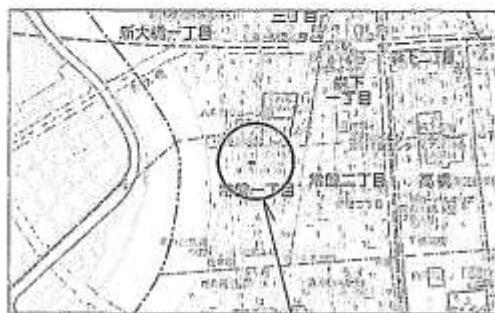
※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深343号区域変更略図

江東区常盤一丁目地内

 編入区域

面積 3.56平方メートル



区域変更箇所



常盤一丁目



深343号



常盤一丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深405号区域変更略図

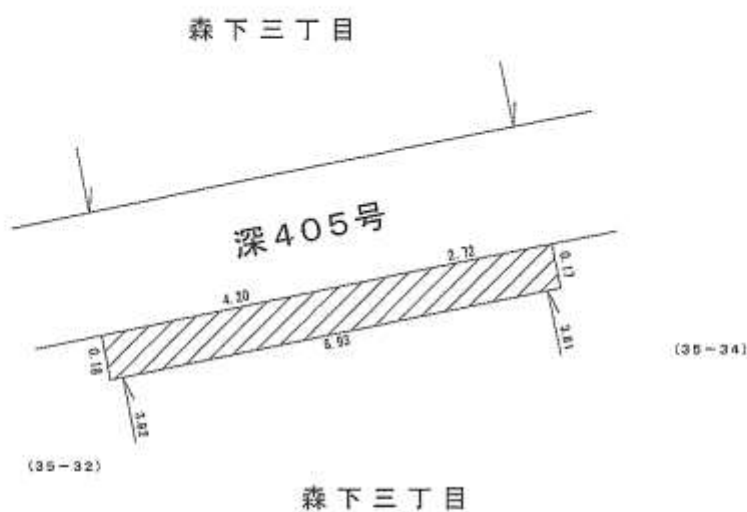
江東区森下三丁目地内

 編入区域

面積 1.25平方メートル



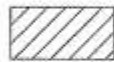
区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深438号区域変更略図

江東区毛利一丁目地内

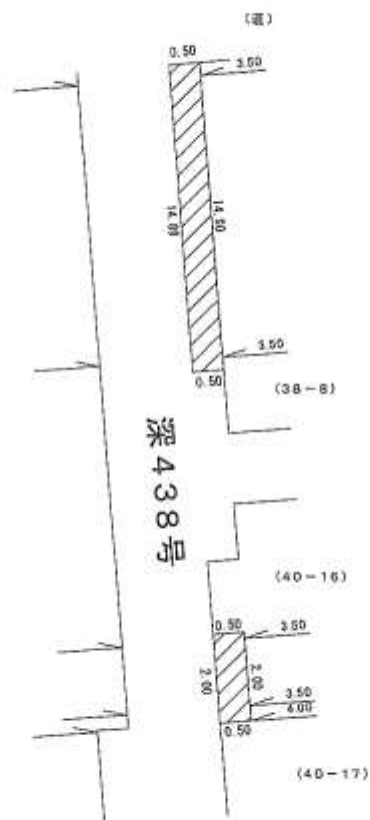
 編入区域

面積 8.46平方メートル



区域変更箇所

毛利一丁目

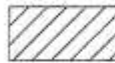


毛利一丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深445号区域変更略図

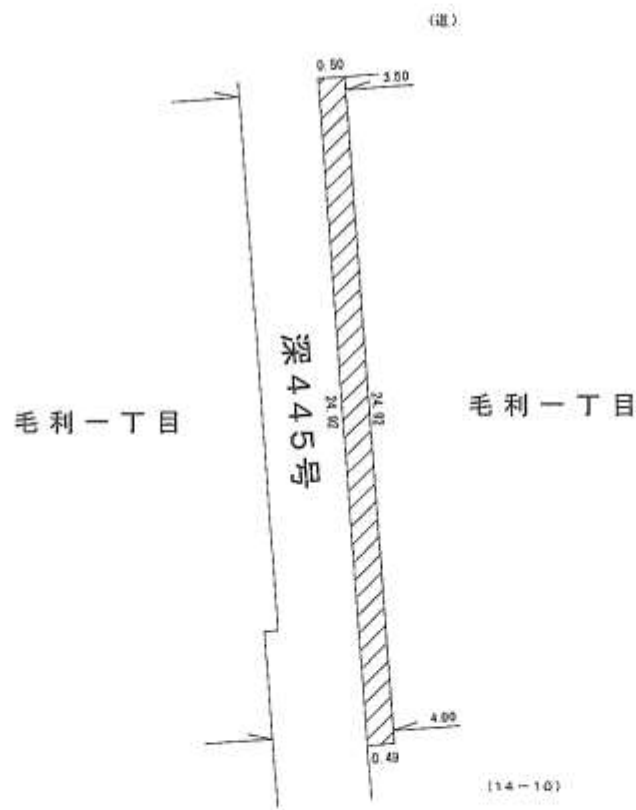
江東区毛利一丁目地内

 編入区域

面積 12.45平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城13号区域変更略図

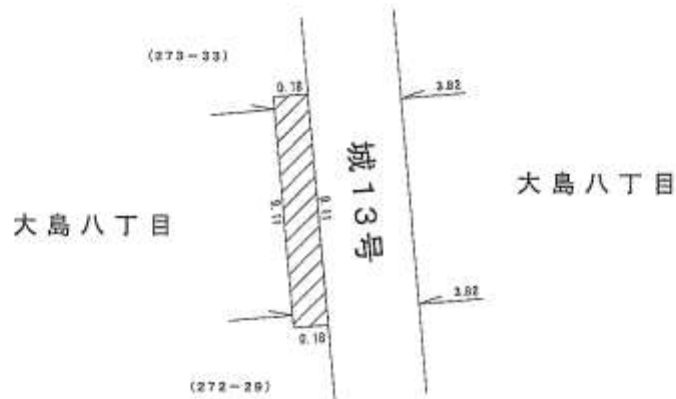
江東区大島八丁目地内

 編入区域

面積 1.66平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城 17 号 区域変更略図

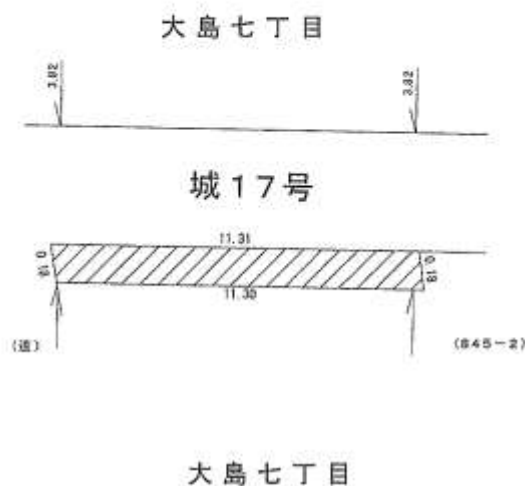
江東区大島七丁目地内

 編入区域

面積 2.04 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城21号区域変更略図

江東区大島一丁目地内

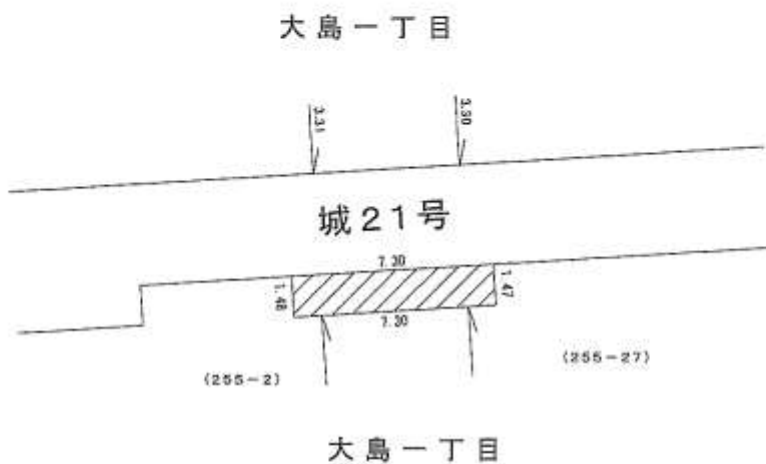


編入区域

面積 10.81平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道城21号区域変更略図

江東区大島一丁目地内

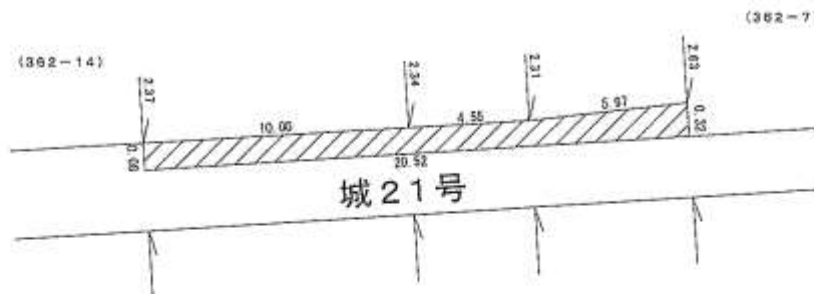
 編入区域

面積 1.79平方メートル



区域変更箇所

大島一丁目

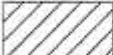


大島一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城35号区域変更略図

江東区亀戸三丁目地内

 編入区域

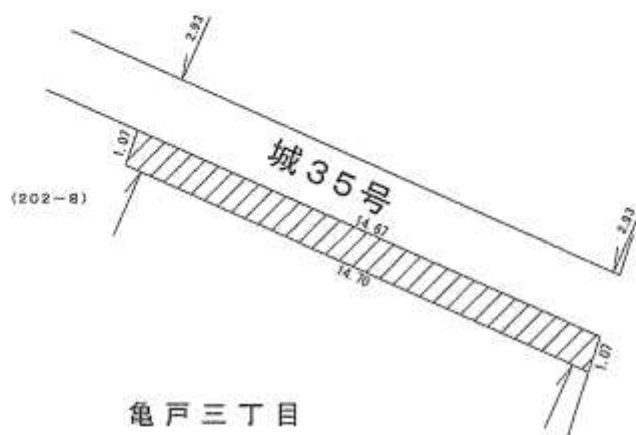
面積 15.72平方メートル



区域変更箇所



亀戸三丁目



亀戸三丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城 102 号区域変更略図

江東区大島三丁目地内

 編入区域

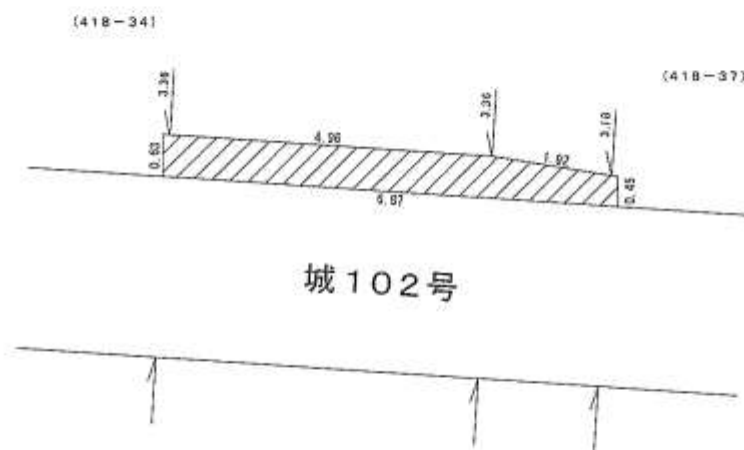
面積 4.19 平方メートル



区域変更箇所



大島三丁目



大島三丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城147号区域変更略図

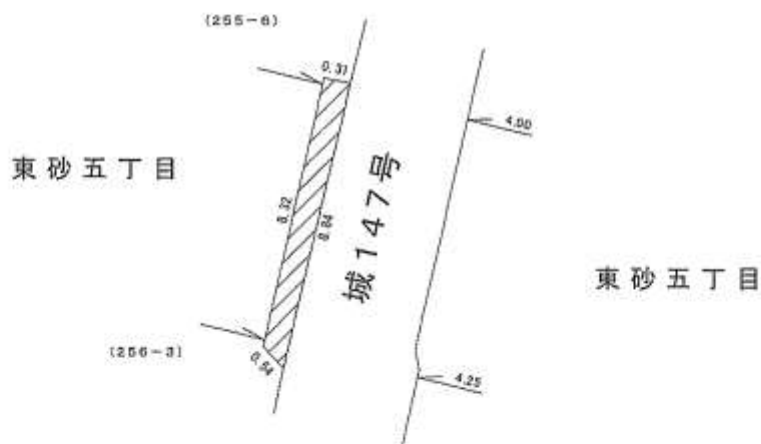
江東区東砂五丁目地内

 編入区域

面積 2.39平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

◎江東区告示第 96 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 3 月 21 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 21 日

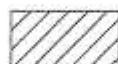
江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	変更の区間	備考
1	深 3 7 号	江東区福住一丁目 2 番 3 先から 江東区福住一丁目 2 番 2 6 先まで	なし
2	深 3 0 9 号	江東区海辺 9 番 1 7 先から 江東区海辺 9 番 2 5 先まで	なし
3	深 3 2 9 号	江東区新大橋一丁目 4 番 3 先から 江東区新大橋一丁目 4 番 5 先まで	なし
4	深 3 3 4 号	江東区新大橋一丁目 4 番 5 先	なし
5	深 3 4 3 号	江東区常盤一丁目 1 1 番 2 0 先から 江東区常盤一丁目 1 1 番 2 6 先まで	なし
6	深 4 0 5 号	江東区森下三丁目 3 5 番 3 2 先から 江東区森下三丁目 3 5 番 3 4 先まで	なし
7	深 4 3 8 号	江東区毛利一丁目 4 0 番 1 6 先から 江東区毛利一丁目 3 8 番 2 先まで	なし
8	深 4 4 5 号	江東区毛利一丁目 1 4 番 1 0 先から 江東区毛利一丁目 1 4 番 1 先まで	なし
9	城 1 3 号	江東区大島八丁目 2 7 2 番 2 9 先から 江東区大島八丁目 2 7 2 番 3 3 先まで	なし

1 0	城 1 7 号	江東区大島七丁目 8 4 5 番 1 先から 江東区大島七丁目 8 4 5 番 2 先まで	なし
1 1	城 2 1 号	江東区大島一丁目 2 5 5 番 2 先から 江東区大島一丁目 2 5 5 番 2 7 先まで	なし
1 2	城 2 1 号	江東区大島一丁目 3 6 2 番 1 4 先から 江東区大島一丁目 3 6 2 番 7 先まで	なし
1 3	城 3 5 号	江東区亀戸三丁目 2 0 2 番 8 先から 江東区亀戸三丁目 2 0 2 番 9 先まで	なし
1 4	城 1 0 2 号	江東区大島三丁目 4 1 8 番 3 4 先から 江東区大島三丁目 4 1 8 番 3 7 先まで	なし
1 5	城 1 4 7 号	江東区東砂五丁目 2 5 6 番 3 先から 江東区東砂五丁目 2 5 5 番 6 先まで	なし

特別区道深37号区域変更略図

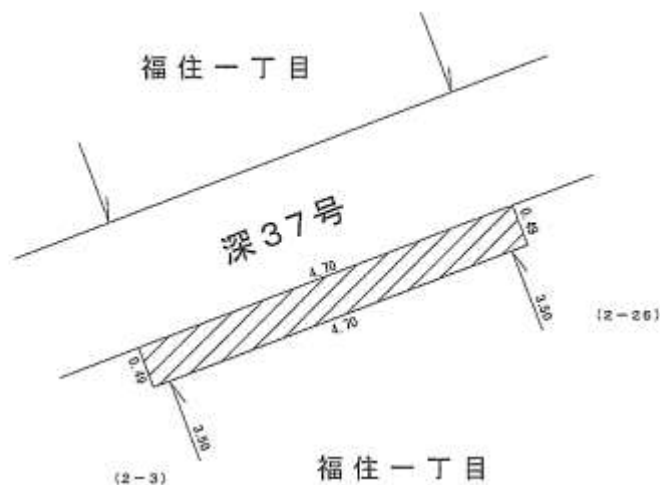
江東区福住一丁目地内

 編入区域

面積 2.35平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道深 309 号区域変更略図

江東区海辺地内

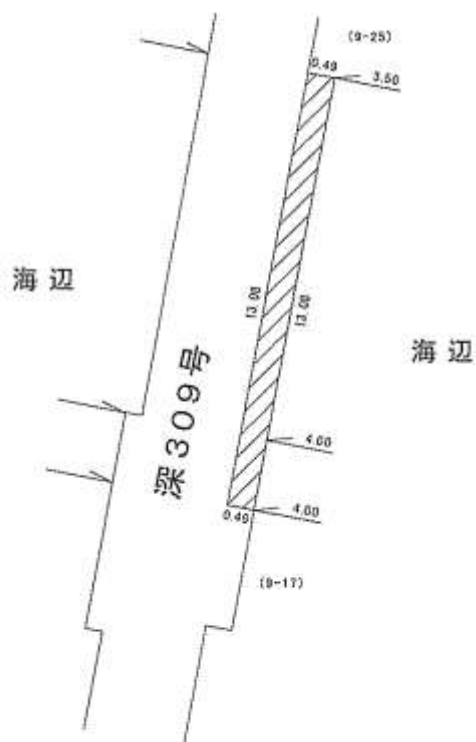


編入区域

面積 6.53平方メートル



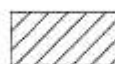
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道深329号区域変更略図

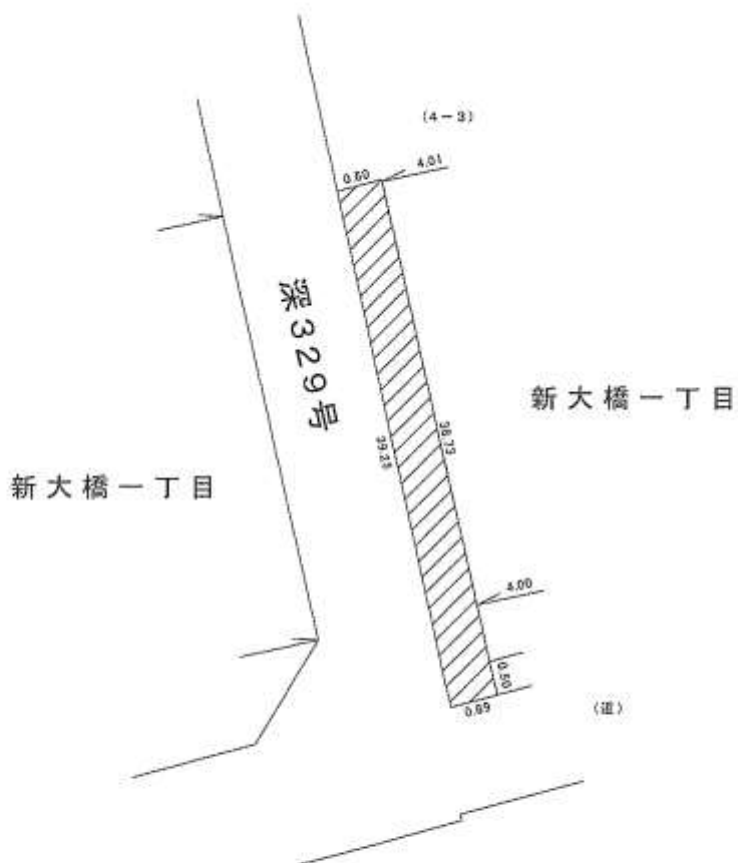
江東区新大橋一丁目地内

 編入区域

面積 25.42平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深334号区域変更略図

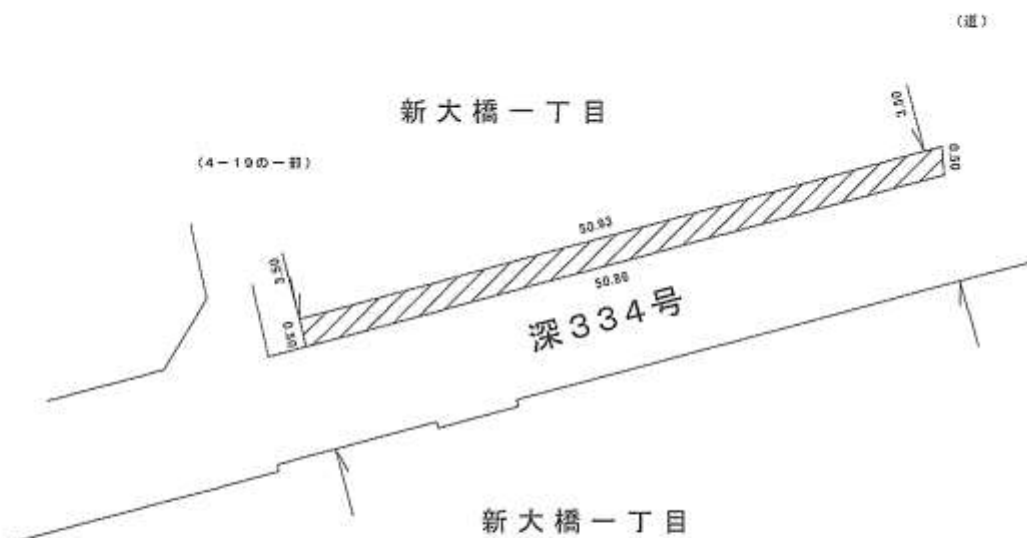
江東区新大橋一丁目地内

 編入区域

面積 25.43平方メートル



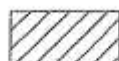
区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深343号区域変更略図

江東区常盤一丁目地内

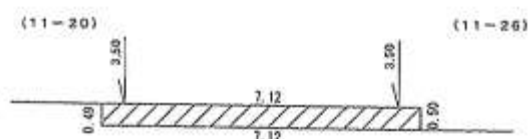
 編入区域

面積 3.56平方メートル



区域変更箇所

常盤一丁目



深343号



常盤一丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特 別 区 道 深 4 0 5 号 区 域 変 更 略 図

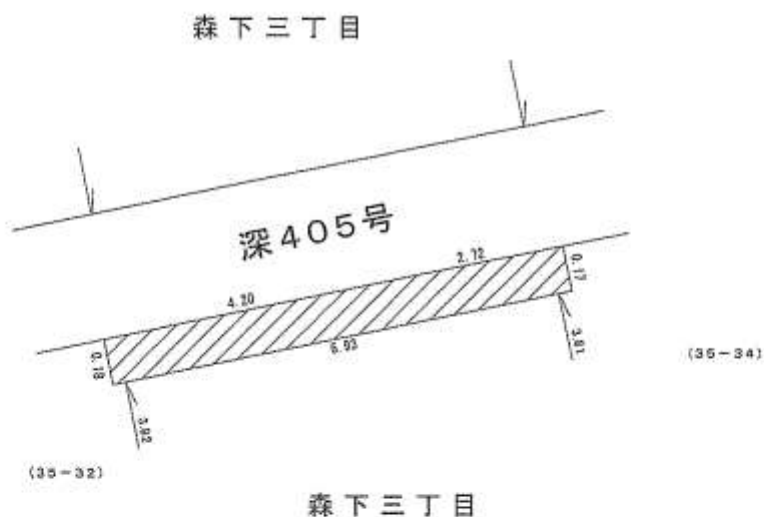
江 東 区 森 下 三 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 1.25 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道深438号区域変更略図

江東区毛利一丁目地内

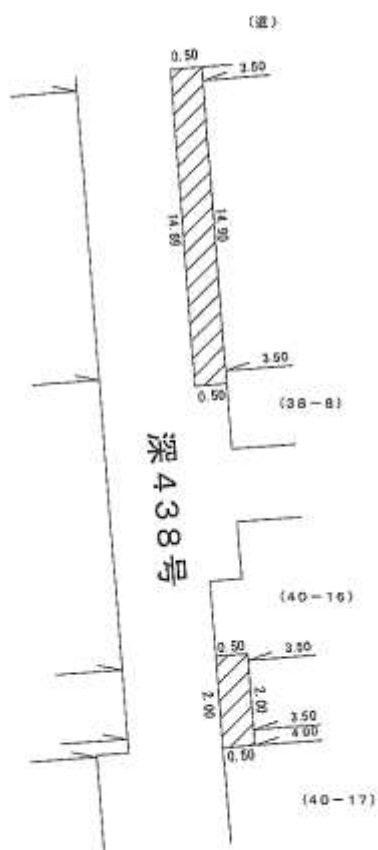
 編入区域

面積 8.46平方メートル



区域変更箇所

毛利一丁目



毛利一丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深445号区域変更略図

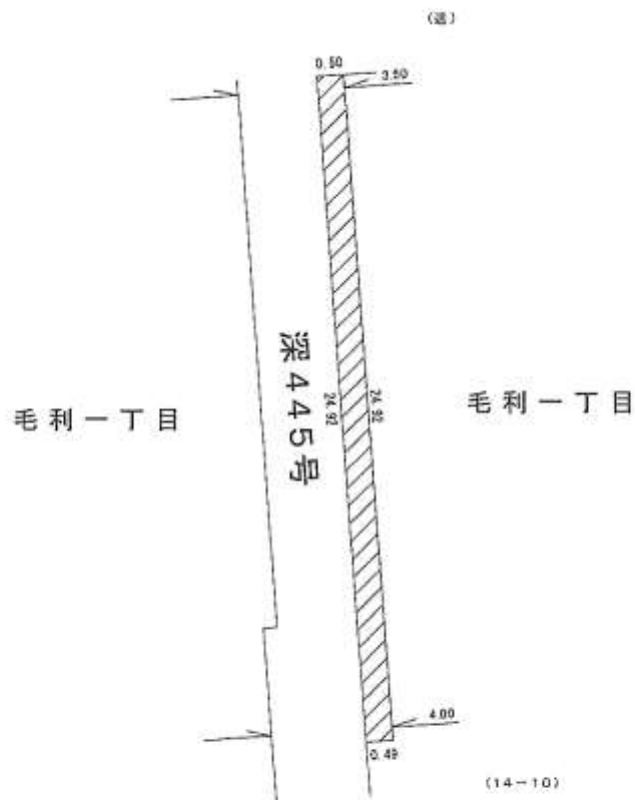
江東区毛利一丁目地内

 編入区域

面積 12.45平方メートル



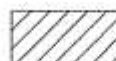
区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城13号区域変更略図

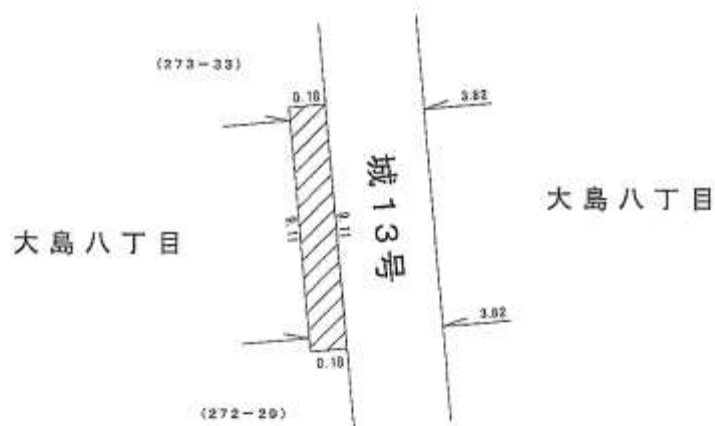
江東区大島八丁目地内

 編入区域

面積 1.66平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城17号区域変更略図

江東区大島七丁目地内

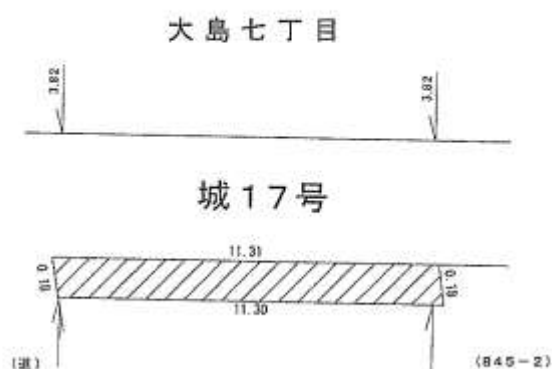


編入区域

面積 2.04平方メートル



区域変更箇所



大島七丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城21号区域変更略図

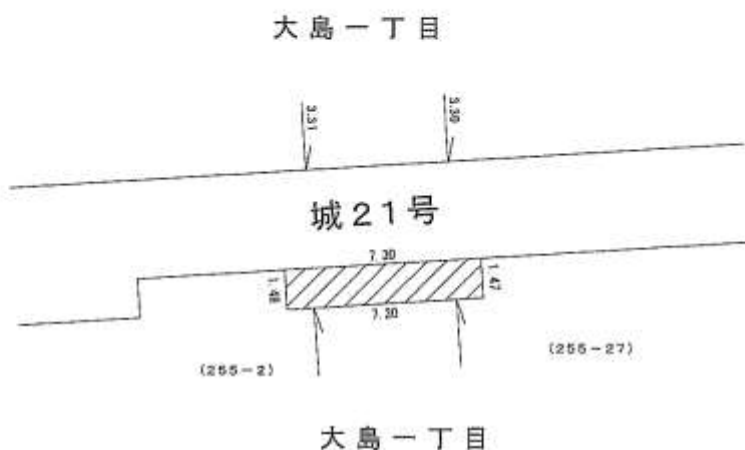
江東区大島一丁目地内

 編入区域

面積 10.81平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城 21 号区域変更略図

江東区大島一丁目地内

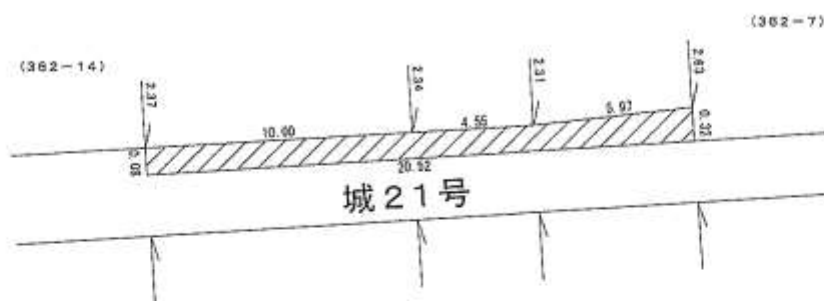
 編入区域

面積 1.79 平方メートル



区域変更箇所

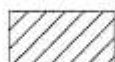
大島一丁目



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城35号区域変更略図

江東区亀戸三丁目地内



編入区域

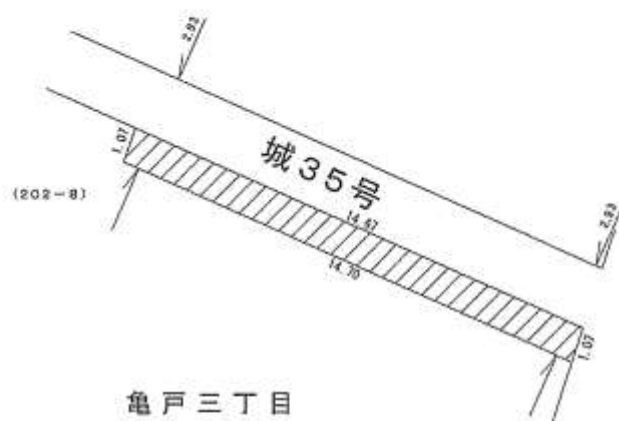
面積 15.72平方メートル



区域變更箇所



龜戸三丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城102号区域変更略図

江東区大島三丁目地内

 編入区域

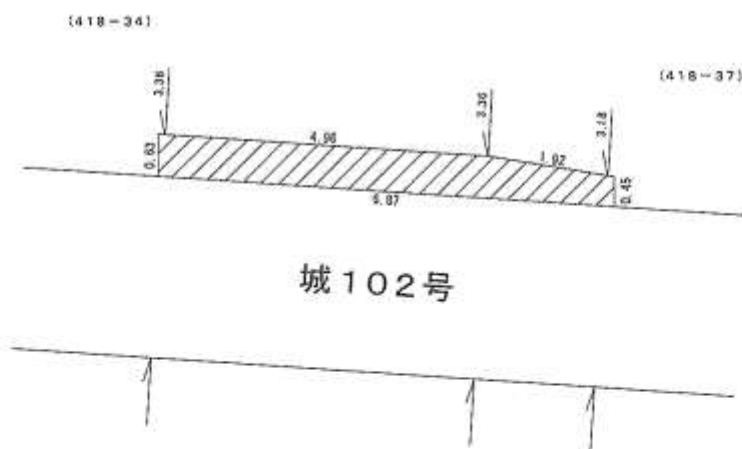
面積 4.19平方メートル



区域変更箇所



大島三丁目



大島三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城147号区域変更略図

江東区東砂五丁目地内

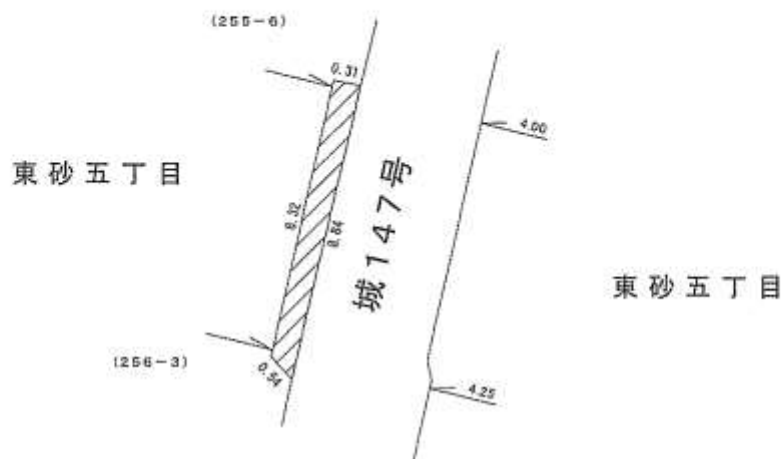


編入区域

面積 2.39平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

◎江東区告示第 9 7 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 3 月 2 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

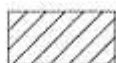
江東区長 大久保 朋 果
記

		先から 江東区北砂七丁 目 9 2 8 番 1 0 先まで	次図表示の とおり
--	--	--	--------------

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	6 0 0 7 号	江東区東陽五丁 目 2 0 番 3 7 先 から 江東区東陽五丁 目 2 0 番 5 6 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
2	6 0 2 7 号	江東区大島七丁 目 1 7 2 番 6 先 から 江東区大島七丁 目 1 7 1 番 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
3	6 0 7 1 号	江東区東砂四丁 目 1 4 1 番 1 7 先から 江東区東砂四丁 目 1 4 1 番 2 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
4	6 0 7 6 号	江東区東砂四丁 目 1 4 1 番 2 1 先から 江東区東砂四丁 目 1 4 1 番 7 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
5	6 0 7 7 号	江東区東砂四丁 目 9 4 番 9 先か ら 江東区東砂四丁 目 9 9 番 1 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
6	6 0 9 6 号	江東区北砂七丁 目 9 2 8 番 2 7	次図表示の とおり

江 東 区 区 有 通 路 6 0 0 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 陽 五 丁 目 地 内

 編入区域

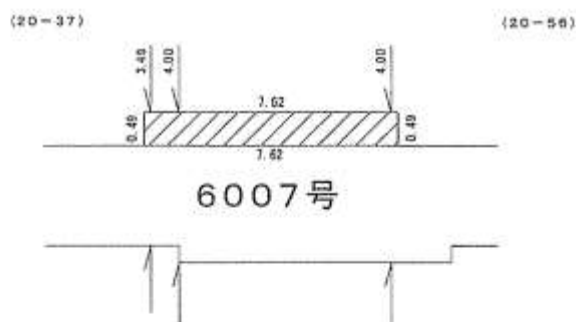
面 積 3.80平方メートル



区域変更箇所



東 陽 五 丁 目



東 陽 五 丁 目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 2 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 大 島 七 丁 目 地 内



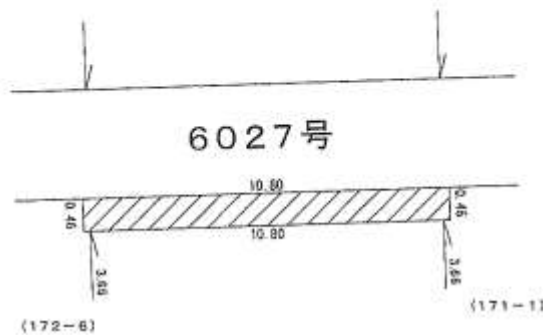
面 積 5.01平方メートル



区域変更箇所



大 島 七 丁 目



大 島 七 丁 目

※数字はメートル
※()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 7 1 号 区 域 変 更 略 図

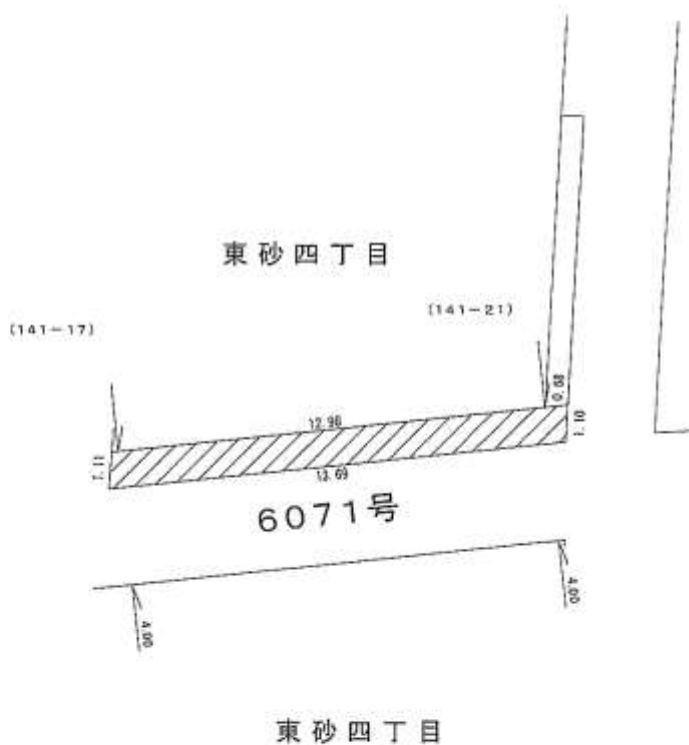
江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内

 編入区域

面 積 14.93平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 7 6 号 区 域 変 更 略 図

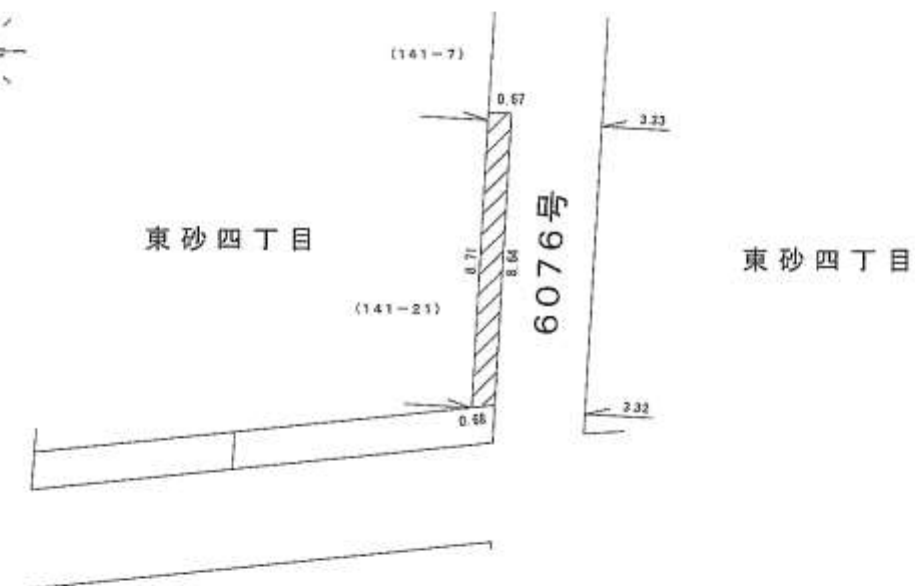
江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内



面 積 5.84 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 7 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内

 編入区域

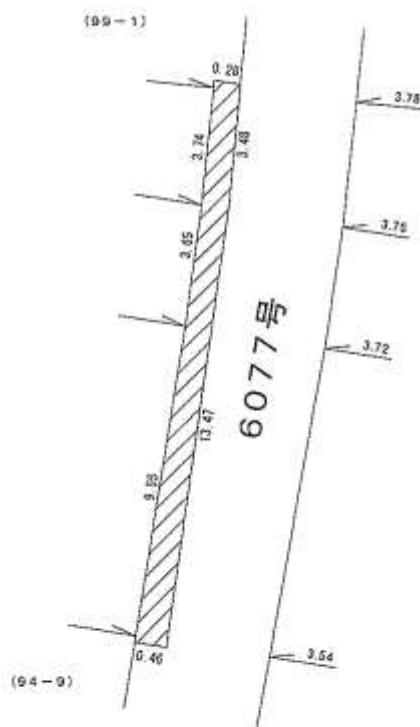
面 積 5.74平方メートル



区域変更箇所



東 砂 四 丁 目



東 砂 四 丁 目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 9 6 号 区 域 変 更 略 図

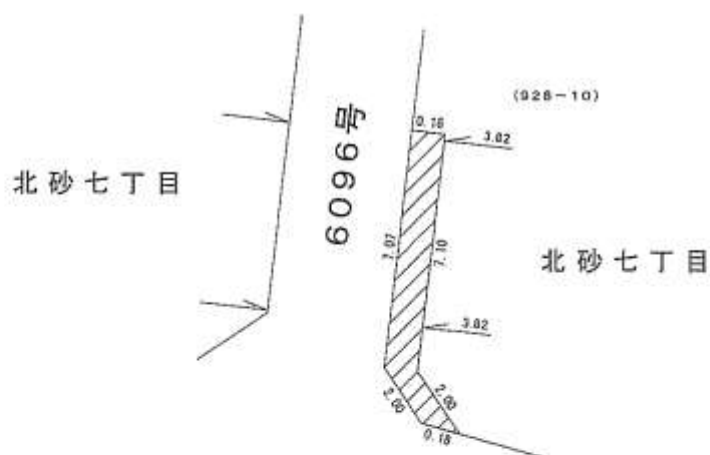
江 東 区 北 砂 七 丁 目 地 内



面 積 1.51 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

◎江東区告示第 1 0 2 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の面積を令和 6 年 3 月 2 1 日から変更する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

1 面積を変更する公園

名称	位置
亀堀公園	江東区深川一丁目 6 番 3 8 号

2 面積

別図のとおり

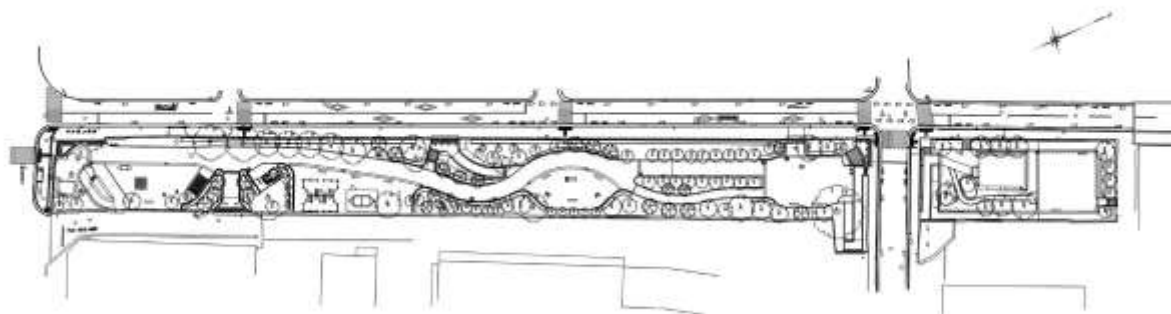
〔別図〕

名 称 江東区立亀堀公園
 位 置 江東区深川一丁目 6 番 3 8 号
 公 園 面 積 3, 7 9 4. 5 8 平方メートル
 (旧面積 3, 7 7 8. 6 2 + 1 5. 9 6 平方メートル)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第104号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年3月25日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第111号

令和6年3月28日、江東区議会の議決を経た、令和6年度当初予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和6年度江東区一般会計予算
- 2 令和6年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和6年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和6年度江東区後期高齢者医療保険会計予算

令和 6 年度江東区一般会計予算

令和 6 年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,349,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	特 別 区 税	60,406,372
	1 特 別 区 民 税	56,189,680
	2 軽 自 動 車 税	222,912
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,904,428
	4 入 湯 税	89,352
2	地 方 譲 与 税	731,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	161,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	496,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	74,000
3	特 別 区 交 付 金	66,585,352
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	66,585,352
4	利 子 割 交 付 金	204,000
	1 利 子 割 交 付 金	204,000
5	配 当 割 交 付 金	1,211,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,211,000
6	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,252,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,252,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	14,213,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	14,213,000
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	218,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	218,000
10	地 方 特 例 交 付 金	2,144,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,144,000

款	項	金 額
		千円
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	43,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	43,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,372,530
	1 負 担 金	3,372,530
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,022,164
	1 使 用 料	2,184,953
	2 手 数 料	837,211
14	国 庫 支 出 金	42,309,309
	1 国 庫 負 担 金	36,836,049
	2 国 庫 補 助 金	5,458,258
	3 国 庫 委 託 金	15,002
15	都 支 出 金	25,909,711
	1 都 負 担 金	10,877,783
	2 都 補 助 金	11,798,796
	3 都 委 託 金	3,233,132
16	財 産 収 入	795,999
	1 財 産 運 用 収 入	795,964
	2 財 産 売 払 収 入	35
17	寄 付 金	1,310
	1 寄 付 金	1,310
18	繰 入 金	19,388,051
	1 基 金 繰 入 金	19,388,051
19	繰 越 金	3,600,000
	1 繰 越 金	3,600,000

款	項	金 額
20	諸 収 入	千円 2,778,202
	1 延滞金加算金及び過料	28,918
	2 預 金 利 子	138
	3 貸 付 金 元 利 収 入	416,317
	4 受 託 事 業 収 入	412,187
	5 収 益 事 業 収 入	600,000
	6 雑 入	1,320,642
21	特 別 区 債	6,141,000
	1 特 別 区 債	6,141,000
歳 入 合 計		254,349,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	878,964
	1 議 会 費	878,964
2	総 務 費	30,895,262
	1 総 務 管 理 費	19,947,929
	2 徴 税 費	1,391,750
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1,655,204
	4 選 挙 費	398,326
	5 統 計 調 査 費	89,221
	6 地 域 振 興 費	7,288,152
	7 監 査 委 員 費	124,680
3	民 生 費	116,475,533
	1 社 会 福 祉 費	26,267,351
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,548,629
	3 児 童 福 祉 費	61,735,545
	4 生 活 保 護 費	20,924,008
4	衛 生 費	22,152,057
	1 衛 生 管 理 費	4,352,951
	2 環 境 衛 生 費	688,318
	3 公 衆 衛 生 費	7,684,854
	4 清 掃 費	9,425,934
5	産 業 経 済 費	3,306,478
	1 商 工 費	3,306,478

款	項	金 額
		千円
6	土 木 費	23,262,892
	1 土 木 管 理 費	1,617,084
	2 道 路 橋 梁 費	6,915,034
	3 河 川 費	3,170,759
	4 公 園 費	3,811,016
	5 都 市 整 備 費	7,748,999
7	教 育 費	41,022,135
	1 教 育 総 務 費	14,198,710
	2 小 学 校 費	17,345,061
	3 中 学 校 費	5,779,073
	4 校 外 施 設 費	52,710
	5 幼 稚 園 費	1,761,190
	6 社 会 教 育 費	1,885,391
8	公 債 費	2,057,284
	1 公 債 費	2,057,284
9	諸 支 出 金	13,998,395
	1 競 馬 組 合 分 担 金	1
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,918,394
	3 諸 費	80,000
10	予 備 費	300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		254,349,000

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
男女共同参画推進センター管理運営事業 (冷温水発生器オーバーホール)	令和 7 年度	千円 6,380
財産管理事業 (旧夢の島いこいの家)	令和 7 年度	512,560
地域文化施設管理運営事業 (舞台照明設備操作卓オーバーホール)	令和 7 年度	2,420
スポーツ会館改修事業	令和 7 年度	3,376,130
障害者グループホーム整備事業 (整備費補助金)	令和 7 年度	67,500
障害者福祉センター改修事業	令和 7 年度	854,450
枝川高齢者在宅サービスセンター改修事業	令和 7 年度	219,810
保育所管理運営事業 (小名木川第二保育園耐震改修工事費負担金)	令和 7 年度	248
児童館管理運営事業 (小名木川児童館耐震改修工事費負担金)	令和 7 年度	188
辰巳第三保育園改築事業	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	594,801

事 項 名	期 間	限 度 額
大島第三保育園改修事業	令和7年度	千円 368,610
深川南部保健相談所改修事業	令和7年度	506,490
チャレンジサポート資金融資に伴う利子補給	貸付の年度から 返済の年度まで	貸付残高の 5%以内に定 める額
事業承継支援資金融資に伴う利子補給	貸付の年度から 返済の年度まで	貸付残高の 5%以内に定 める額
道路改修事業 (東砂二・三丁目)	令和7年度	99,797
道路改修事業 (平野三丁目)	令和7年度	77,328
橋梁塗装補修事業 (千石橋東側)	令和7年度	329,272
緑橋改修事業 (下部工)	令和7年度 ～ 令和8年度	1,171,300
砂潮橋改修事業 (塗装工)	令和7年度	266,272
掘さく道路復旧事業 (東砂二・三丁目)	令和7年度	4,241

事 項 名	期 間	限 度 額
掘さく道路復旧事業 (平野三丁目)	令和 7 年度	千円 3, 286
水辺・潮風の散歩道整備事業 (辰巳運河潮風の散歩道整備工事)	令和 7 年度	155, 925
河川維持管理事業 (仙台堀川公園水路復旧工事)	令和 7 年度	140, 073
水門橋改築事業	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	1, 151, 470
公園維持管理事業 (横十間川親水公園整備費負担金)	令和 7 年度	33, 000
公園改修事業 (武田堀公園)	令和 7 年度	17, 378
児童遊園改修事業 (東深川橋児童遊園)	令和 7 年度	13, 895
児童遊園改修事業 (東陽児童遊園・新砂一丁目児童遊園)	令和 7 年度	16, 053
塩浜住宅改築事業 (公有財産購入)	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	2, 542, 982
第六砂町小学校改築事業 (基本・実施設計委託)	令和 7 年度	243, 260

事 項 名	期 間	限 度 額
小名木川小学校改築事業	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	千円 4,396,600
幼稚園管理運営事業 （なでしこ幼稚園耐震改修工事費負担金）	令和 7 年度	335

第 3 表 特別区債

起 債 目 的	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 改 修 事 業	千円 455,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0 % 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30 年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還する ことができる。
塩 浜 福 祉 プ ラ ザ 改 修 事 業	1,474,000			
北 砂 ホ ー ム 改 修 事 業	1,194,000			
白 河 保 育 園 改 修 事 業	249,000			
亀 高 保 育 園 改 修 事 業	327,000			
南 砂 第 二 保 育 園 改 修 事 業	279,000			
猿 江 一 丁 目 ア パ ー ト 改 築 事 業	535,000			
大 島 五 丁 目 住 宅 改 築 事 業	638,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	990,000			

令和 6 年度江東区国民健康保険会計予算

令和 6 年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,962,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,561,501
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,561,501
2	一 部 負 担 金	4
	1 一 部 負 担 金	4
3	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
4	国 庫 支 出 金	1
	1 国 庫 補 助 金	1
5	都 支 出 金	31,172,200
	1 都 補 助 金	31,172,199
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
6	繰 入 金	5,172,093
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,172,093
7	繰 越 金	1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
8	諸 収 入	56,199
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	4
	2 預 金 利 子	16
	3 雑 入	56,179
9	特 別 区 債	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
	歳 入 合 計	48,962,000

歳出

款	項	金 額
1	総 務 費	千円 836,680
	1 総 務 管 理 費	704,261
	2 徴 収 費	132,419
2	保 険 給 付 費	31,163,689
	1 療 養 諸 費	26,600,554
	2 高 額 療 養 費	4,312,898
	3 移 送 費	1,001
	4 出 産 育 児 諸 費	155,554
	5 葬 祭 費	42,770
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	50,232
	7 傷 病 手 当 金	680
3	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	16,139,862
	1 医 療 給 付 費 分	11,509,613
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	3,426,249
	3 介 護 納 付 金 分	1,204,000
4	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5	共 同 事 業 拠 出 金	10
	1 共 同 事 業 拠 出 金	10
6	保 健 事 業 費	473,276
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	432,081
	2 保 健 事 業 費	41,195
7	公 債 費	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

款	項	金 額
		千円
8	諸 支 出 金	148,481
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	148,481
9	予 備 費	200,000
	1 予 備 費	200,000
	歳 出 合 計	48,962,000

令和 6 年度江東区介護保険会計予算

令和 6 年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,513,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	保 険 料	8,143,766
	1 介 護 保 険 料	8,143,766
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	国 庫 支 出 金	8,611,138
	1 国 庫 負 担 金	6,740,477
	2 国 庫 補 助 金	1,870,661
4	支 払 基 金 交 付 金	10,348,897
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,348,897
5	都 支 出 金	5,695,658
	1 都 負 担 金	5,391,589
	2 都 補 助 金	304,068
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
6	財 産 収 入	2,757
	1 財 産 運 用 収 入	2,757
7	繰 入 金	7,403,183
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,380,490
	2 基 金 繰 入 金	1,022,693
8	繰 越 金	300,000
	1 繰 越 金	300,000
9	諸 収 入	7,600
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	26
	3 雑 入	7,571
歳 入 合 計		40,513,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	899,737
	1 総 務 管 理 費	455,467
	2 徴 収 費	56,316
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	380,416
	4 趣 旨 普 及 費	7,538
2	保 険 給 付 費	37,329,439
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	35,224,600
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	779,804
	3 そ の 他 諸 費	41,519
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,119,716
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	163,800
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	1,959,781
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	972,450
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	24,913
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	959,961
	4 そ の 他 諸 費	2,457
5	基 金 積 立 金	3,757
	1 基 金 積 立 金	3,757
6	諸 支 出 金	220,285
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	220,285
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		40,513,000

令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,846,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	5,943,653
	1 後期高齢者医療保険料	5,943,653
2	使用料及び手数料	1
	1 手 数 料	1
3	広域連合支出金	3,606
	1 広域連合補助金	3,606
4	繰 入 金	6,469,762
	1 一般会計繰入金	6,469,762
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	378,978
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	3,560
	3 預 金 利 子	10
	4 受託事業収入	373,031
	5 雑 入	2,376
	歳入合計	12,846,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	221,222
	1 総 務 管 理 費	185,218
	2 徴 収 費	36,004
2	保 険 給 付 費	231,000
	1 葬 祭 費	231,000
3	広 域 連 合 納 付 金	11,951,444
	1 広 域 連 合 分 賦 金	11,951,444
4	保 健 事 業 費	377,915
	1 保 健 事 業 費	377,915
5	諸 支 出 金	14,419
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,419
6	予 備 費	50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		12,846,000

◎江東区告示第 1 1 2 号

令和 6 年 3 月 2 8 日、江東区議会の議決を経た、
令和 6 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

令和6年度江東区一般会計補正予算（第1号）

令和6年度江東区一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254,498,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	25,909,711	149,000	26,058,711
	3 都 委 託 金	3,233,132	149,000	3,382,132
	歳 入 合 計	254,349,000	149,000	254,498,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	30,895,262	149,000	31,044,262
	4 選 挙 費	398,326	149,000	547,326
	歳 出 合 計	254,349,000	149,000	254,498,000

◎江東区告示第 1 1 7 号

江東区男女共同参画推進センターにおける下記の公金の収納については、地方自治法施行令第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号グランパークタワー 3 3 階
パーソルテンプスタッフ
株式会社第二 B P O 事業
本部
本部長 藤原 理絵

- 2 契約年月日

令和 6 年 4 月 1 日

- 3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

- 4 委託の内容

(1) 江東区男女共同参画推進センター条例（平

成 2 年 1 2 月江東区条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項に規定する江東区男女共同参画推進センターの使用料の収納事務委託

- (2) 江東区男女共同参画推進センターにおいて開催する講座に要する材料費の売払代金の収納事務委託

◎江東区告示第 1 1 9 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和 6 年 3 月 2 9 日から変更する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果

- 1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
豊住公園	江東区東陽六丁目 1 番 1 3 号

- 2 区域及び面積
別図のとおり

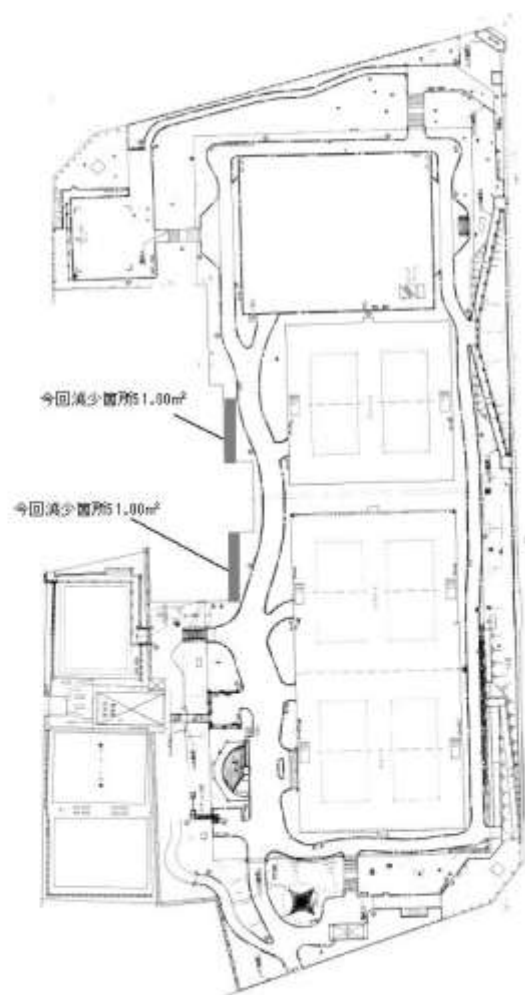
〔別図〕

名 称 江東区立豊住公園
 位 置 江東区東陽六丁目1番13号
 公園面積 $19,236.68\text{m}^2$
 (旧面積 $19,338.23\text{m}^2 + 0.45\text{m}^2 - 102\text{m}^2 = 19,236.68\text{m}^2$)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 1 2 0 号

下記のとおり副区長の退任があった。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 副区長の退任について

氏 名 大塚 善彦

退任年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

◎江東区告示第 1 2 1 号

下記のとおり副区長の退任があった。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 副区長の退任について

氏 名 武越 信昭

退任年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

◎江東区告示第 1 2 2 号

下記のとおり副区長の就任があった。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 副区長の就任について

氏 名 綾部 吉行

就任年月日 令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 3 号

下記のとおり副区長の就任があった。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 副区長の就任について

氏 名 油井 教子

就任年月日 令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 4 号

江東区副区長の担任事項（令和 5 年 6 月江東区告示第 2 1 1 号）の全部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
江東区副区長の担任事項

副区長	担任事項
綾部吉行	1 政策経営部、総務部、都市整備部、土木部及び会計管理室に関すること。 2 議会、教育委員会、選挙管理

	委員会及び監査委員との連絡に関すること。 3 他の副区長に属さないこと。
油井教子	1 地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部、こども未来部及び環境清掃部に関すること。

◎江東区告示第 1 2 5 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 2 2 条の規定によるボート場の使用料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託を受けた者（指定公金事務取扱者）
公益社団法人江東区シルバー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 住所又は事務所の所在地
東京都江東区東陽六丁目 2 番 1 7 号
- 3 委託した歳入等の内容
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日
令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 東京地下鉄株式会社
所在地 東京都台東区上野三丁目 1 9 番 6 号
代表者 代表取締役社長 山村 明義
- 2 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定の内容

江東区が収納する東陽二丁目駐車場の時間貸
使用料における交通系電子マネー収納の指定納
付受託者

◎江東区告示第127号

江東区駐車場条例（昭和59年12月江東区条
例第40号）第5条の規定に基づく、江東区東陽
二丁目駐車場の使用料の収納については、地方自
治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政
令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、
同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22
年政令第16号）第158条第1項の定めるところ
により、下記のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 委託の相手方 | 東京都江東区亀戸一丁目3
9番1号705
株式会社ジェイレック江東
支店
支店長 臼倉 宏直 |
| 2 | 委託期間 | 令和6年4月1日から令和
7年3月31日まで |
| 3 | 委託の内容 | 江東区東陽二丁目駐車場の
使用料（現金分）の収納事
務 |

◎江東区告示第128号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、地
方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第
19号）附則第2条第3項の規定に基づき、同法
による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律
第192号）第80条の2の定めるところにより、
下記のとおり委託したので、地方自治法施行令等
の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）
による改正前の国民健康保険法施行令（昭和33
年政令第362号）第29条の2第1項の規定
に基づき告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 1 | 委託事業者 |
| (1) | 株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 |
| (2) | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8 |
| (3) | 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号 |

- | | |
|------|---|
| (4) | 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号 |
| (5) | 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 |
| (6) | ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| (7) | 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6
65番地の1 |
| (8) | 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号 |
| (9) | LINE Pay株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号 |
| (10) | Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号 |
| (11) | ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 |
| (12) | 株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| (13) | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |
| (14) | KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10
号 |

2 委託内容

- | | |
|------|--|
| (1) | ①『モバイルレジ』による江東区国民健康
保険料の徴収事務
②『モバイルレジクレジット』及び『ネッ
トdeモバイルレジ』に係る江東区国民
健康保険料の徴収事務
③江東区国民健康保険料に係る徴収事務の
取りまとめ |
| (2) | 直営店舗及び加盟店舗における江東区国民
健康保険料の徴収事務 |
| (3) | 同上 |
| (4) | 同上 |
| (5) | 同上 |
| (6) | 同上 |
| (7) | 同上 |
| (8) | MMK設置店の表示のある加盟店舗におけ
る江東区国民健康保険料の徴収事務 |
| (9) | 『LINE Pay』による江東区国民健康
保険料の徴収事務 |
| (10) | 『Pay Pay』による江東区国民健康保
険料の徴収事務 |
| (11) | 『Pay Pay』、『d払い』及び『au P
AY』に係る江東国民健康保険料の徴収事務 |
| (12) | 『d払い』による江東区国民健康保険料の |

徴収事務

(13) 『J - C o i n P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務

(14) 『a u P A Y』による江東区国民健康保険料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日及び委託をした委託日

令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 9 号

江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務について、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、同法による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条の定めるところにより、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社 N T T データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
②江東区後期高齢者医療保険料に係る徴収

事務の取りまとめ

(2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務

(3) 同上

(4) 同上

(5) 同上

(6) 同上

(7) 同上

(8) MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 指定公金事務取扱者として指定をした指定日及び委託をした委託日

令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 0 号

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町 2 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料の収納事務
- 4 指定日 令和 6 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日 令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 1 号

江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料の収納については、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 公益社団法人江東区シルバ

	一人材センター 会長 関澤 邦正
2 所 在 地	東京都江東区東陽六丁目2番17号
3 歳 入 の 内 容	江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料
4 指 定 日	令和6年4月1日
5 委 託 日	令和6年4月1日

◎江東区告示第132号

江東区介護保険料の収納事務について、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、同法による改正前の介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第144条の2の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	江東区介護保険料収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる江東区介護保険料の収納	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 ファミリ	東京都港区芝浦三	同上	同上

一マート	丁目1番21号		
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
ビルングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	a u P A Y、d払い、P a y P a y に係る江東区介護保険料の収納	同上
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	a u P A Yによる江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払いによる江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	J - C o i n P a y による江東区介護保険料の収納	同上
L I N E P a y 株	東京都品川区西品	L I N E P a y に	同上

式会社	川一丁目 1 番 1 号	よる江東 区介護保 険料の収 納	
P a y P a y 株式 会社	東京都千 代田区紀 尾井町 1 番 3 号	P a y P a y によ る江東区 介護保険 料の収納	同上

◎江東区告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したため、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

- (1) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目 1 番 2 2 号
- (2) ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目 3 番 2 号

2 指定納付受託者の納付方法

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

- (1) J C B、D i n e r s C l u b、A M E R I C A N E X P R E S S
- (2) V I S A、M a s t e r c a r d

3 指定納付受託者が納付する歳入等

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料

4 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 7 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）の収納事務について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	公金収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる公金収納	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
株式会社 しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号	MMK 設置店の表示のある加盟店舗における公金収納	同上
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗及び加盟店舗における公金収納	同上
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号	同上	同上
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号	同上	同上
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号	同上	同上
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2	a u P A Y、d 払い、P a y P a y	同上

	号	に係る公 金収納	
K D D I 株式会社	東京都千 代田区飯 田橋三丁 目10番 10号	a u P A Yによる 公金収納	同上
株式会社 N T T ド コモ	東京都千 代田区永 田町二丁 目11番 1号	d 払いに よる公金 収納	同上
株式会社 みずほ銀 行	東京都千 代田区大 手町一丁 目5番5 号	J - C o i n P a yによる 公金収納	同上
L I N E P a y 株 式会社	東京都品 川区西品 川一丁目 1番1号	L I N E P a y に よる公金 収納	同上
P a y P a y 株式 会社	東京都千 代田区紀 尾井町1 番3号	P a y P a y によ る公金収 納	同上

江東区が収納する公金におけるクレジットカ
ード収納の指定納付受託者

◎江東区告示第139号

江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月
江東区条例第34号）第32条第1項及び江東区
清掃リサイクル条例施行規則（平成12年3月江
東区規則第44号）第14条の規定に基づき、令
和6年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を
別紙のとおり公表する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第23
1条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり
指定納付受託者を指定したので、江東区会計事
務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3
第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の 氏名

(1) 名称 株式会社トラストバンク

所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1
号

代表取締役 川村 憲一

(2) 名称 スルガカード株式会社

所在地 東京都中央区日本橋1丁目7番1
号スルガビル

代表取締役社長 佐藤 悟郎

2 指定開始日

令和6年4月1日

3 指定の内容

〔別紙〕

令和 6 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 210,475 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	62,771 t
	燃やさないごみ	2,078 t
	資源物	30,176 t
	管路ごみ	98 t
	粗大ごみ	3,454 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	105,697 t
	燃やさないごみ	1,907 t
	資源物	2,750 t
	管路ごみ	1,544 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,640kl

区分	処理量
家庭し尿	17kl
事業系し尿	1,614kl
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥	1,009kl

(3) 動物死体 840 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

- ・区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
- ・環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
- ・区の率先行動

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

- ・区民・事業者による取り組みの促進
- ・発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

- ・区民・事業者による取り組みの促進
- ・安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理

- ・事業用大規模建築物の所有者等への対策
- ・安全なごみ・資源の収集・回収
- ・東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量
- 区民1人当たり1日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人あたりの費用

○資源・ごみ 1 t あたりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

（理由）

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、革製品等 燃却に適したごみ)	区が原則として週2回収 する。	自動車 による。	中間処理した 後、埋立処分 する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物 に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」 という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それ ぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル 条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第 1項に定める基準に適合した容器に収納するか、 若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、 持ち出すこと。 燃やさないごみは、水銀を含む製品・発火 性の燃やさないごみ・その他の燃やさないご み、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁 止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁 器等燃却不適ごみ)	区が原則として2週間に1 回収する。		民間施設に 搬入し、資源 化処理をする。	
	資源物 (再生利用を目的とし て分別して回収する 古紙、びん、缶、ペット ボトル、プラスチック、 発泡スチロール、蛍光管、 電池類、水銀、体温計等、 小型家電及び古着・古布等 をいう。	区が原則として週1回収 する。 集団回収は、実践団体と 契約をした回収業者が回収 する。 小型家電及び古着・古布 については、区が定期的 に回収する。 蛍光管、電池類及び水銀 体温計等については水銀を 含む製品として、区が燃やさ ないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライ ター等は発火性の燃やさないご みとして、区が燃やさないごみの 日に回収する。		回収物を資 源化施設まで 運搬した後、再 生資源として、 売却等を行う。 古着・古布に ついては、選 別後再利用 する。	2 資源物については、次のように排出する こと。 (1) 古紙は、新聞、雑誌、雑報、ダンボール の種類のごとにひも等で束ねること。 (2) びん及び缶は、キャップをはずし、軽く 洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナ へ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはず し、軽く洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所 に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下 「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) プラスチックは、汚れを落とした上で、 規則第16条第1項に定める基準に適合した 容器に収納するか、若しくは同条第2項の 基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、 汚れを落とした上で集積所に用意する回収用 コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れ ることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は乾燥した上で、燃やさないごみ の日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光管、水銀体温計等は購入時の箱に 入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品 として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等 は中身を使い切った上で、燃やさないごみ の日に発火性の燃やさないごみとして排出 すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収 ボックスに排出すること。(回収に出せない 場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール 袋にまとめて入れ、口を結んで指定された 場所へ排出すること。(回収に出せない 場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 集団回収は、実践団体と回収業者の間で 予め定められた排出場所へ排出すること。
	管路ごみ (大型のもの、粘着性 のあるもの、弾性の あるもの、及び等に重	東京二十三区清掃一第事 業組合が、原則として毎日 収集する。	輸送用バ イブライ ンによる。	中間処理した 後、埋立処分 する。	管路ごみは、管路収集に燃やさないごみと区 別し、予め設置した利用者設備へ投入する こと。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、

	いものを除く管路収集の対象となるごみ)				燃やさないごみ等に分別して排出すること。
家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中能所で、分別した小型家電は、資源化処理をする。それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定めた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど区及び当該施設の指示によること。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として2週間に1回収集する。			
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回回収する。			
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部署務組合が、原則として毎日収集する。			
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び資源物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

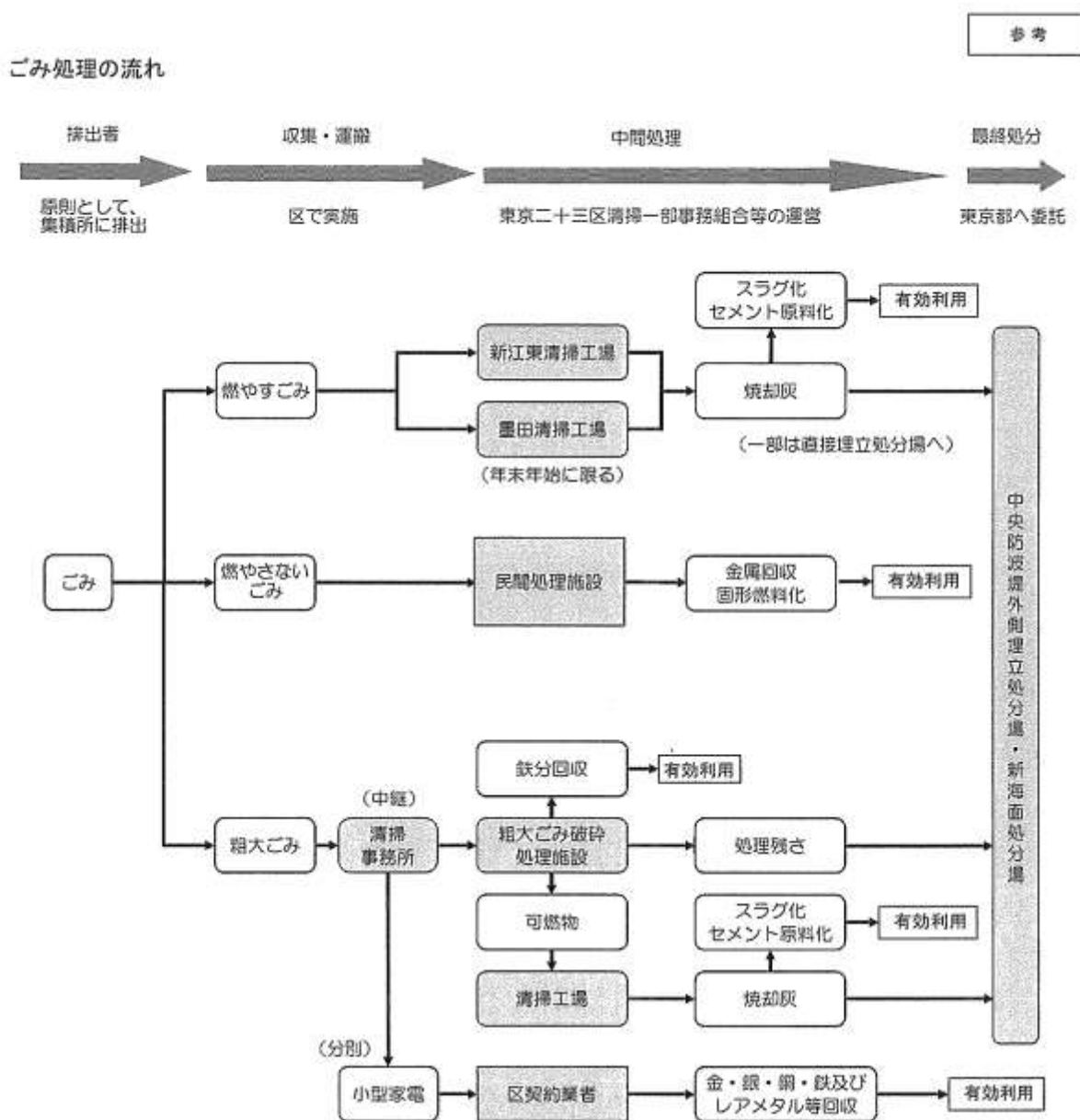
区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	
浄化槽汚泥、ディスプレイ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

(3)動物死体

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

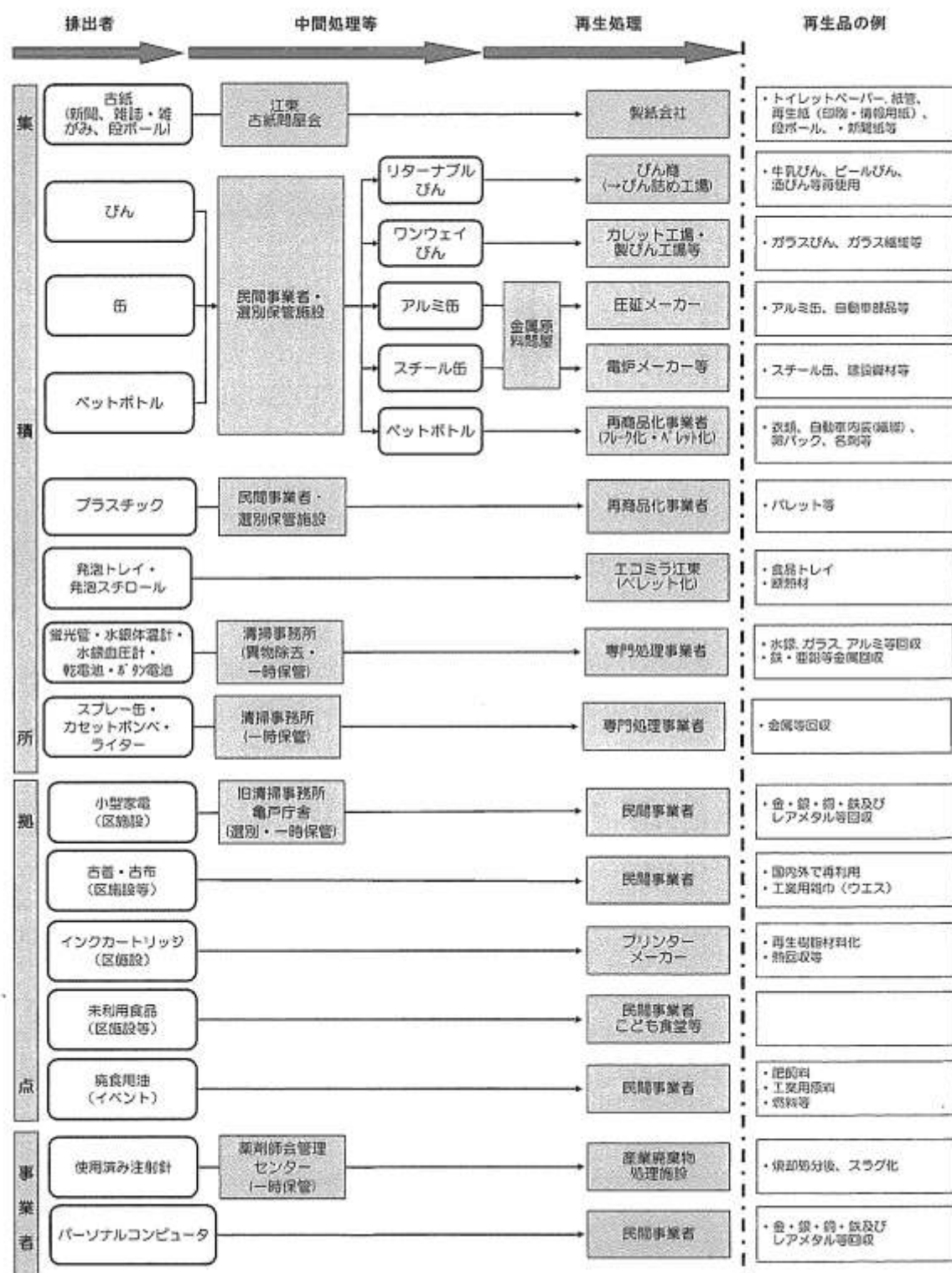
区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。
危険性のある物	バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等。	消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に廃すこと。
引火性のある物		
著しく悪臭を発生するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、車庫、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 車庫は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式のもの)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電リサイクル受付センターへ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合には収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成16年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金を負担すること。
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。



*臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参 考

資源の流れ



◎江東区告示第 1 4 0 号

江東区清掃リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号）第 5 1 条に規定する廃棄物処理手数料のうち、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）第 3 5 条第 1 項及び第 3 6 条第 1 項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項により下記のとおり委託したので告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 委託の相手方 別紙「委託先一覧」のとおり
- 2 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の交付に係る手数料の収納事務

別紙 委託先一覧

事業者		住所
	(代表者)	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号
山崎製パン株式会社	ディリーヤマザキ事業統括 本部長 上田 恵治	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	代表取締役社長 藤本 明裕	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ボブラ	代表取締役社長 岡田 礼信	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社イトーヨーカ堂	代表取締役 山本 哲也	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社アパブ赤札堂	代表取締役 小泉 和久	東京都台東区上野四丁目8番4号
株式会社タイエー	代表取締役社長 西峠 泰男	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社真尾マテリアル	代表取締役 眞尾 建太郎	東京都江東区清澄三丁目10番14号
大和物産株式会社	代表取締役 大塚 一基	東京都江東区白河一丁目5番16号
有限会社サクライ	代表取締役 櫻井 稔久	東京都江東区白河四丁目1番19号
多田 博雄		東京都江東区住吉二丁目14番3号
日高 操		東京都江東区東陽二丁目4番28-706号
有限会社爪田屋商店	代表取締役 鶴野 昭治	東京都江東区東陽三丁目19番10号
外山興業株式会社	代表取締役 外山 敬	東京都江東区森下二丁目20番11号
株式会社汐浜ストア	代表取締役 海老原 正男	東京都江東区塩浜二丁目5番23-103号
杉原 栄		東京都江東区白河二丁目7番4号
花澤 廣子		東京都江東区白河二丁目19番12号
株式会社大野屋関根商店	代表取締役 関根 玉枝	東京都江東区住吉一丁目14番8号
株式会社斉藤薬局	代表取締役 勝山 俊和	東京都江東区東陽三丁目5番6号
坂部 里子		東京都江東区森下五丁目8番6号
有限会社一心屋小松原酒店	代表取締役 小松原 弘文	東京都江東区石島11番9号
國安 美恵子		東京都江東区海辺2番6号
廉沢 善司		東京都江東区海辺16番1号
有限会社永代みなとや	代表取締役 内山 真理子	東京都江東区永代二丁目23番1号
株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
東京都環境衛生事業協同組合	代表理事 津島 英世	東京都千代田区九段北一丁目6番4号
株式会社文化堂	代表取締役社長 山本 敏介	東京都品川区二葉四丁目2番14号
社会福祉法人あそか会	理事長 古城 資久	東京都江東区住吉一丁目18番15号
天野 安隆		東京都江東区大島四丁目11番10号
株式会社五分利屋	代表取締役社長 立田 研次	東京都江東区大島七丁目22番12号
小林 常躬		東京都江東区大島三丁目10番8号
平田 雅彦		東京都板橋区板橋二丁目54番3-302号
イオンマーケット株式会社	代表取締役社長 乾 哲也	東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号
有限会社新栄堂	取締役 森石 敏晴	東京都江東区大島六丁目26番5号
株式会社高島屋	代表取締役 高島 良一	東京都江東区大島七丁目11番1号
株式会社折鐵	代表取締役 稲垣 省三	東京都江東区大島七丁目39番1-103号
勝田 正直		東京都江東区亀戸四丁目26番1号
有限会社猿橋商店	取締役 猿橋 陽規	東京都江東区亀戸五丁目29番24号
株式会社三好屋食品工業	代表取締役 木島 一哉	東京都江東区亀戸五丁目46番3号
杉浦 嘉雄		東京都江東区北砂一丁目15番9-801号
有限会社二川中屋酒店	代表取締役 中村 勝次	東京都江東区東砂一丁目4番8号
松本 康弘		東京都江東区南砂二丁目28番18号
積田 静松		東京都江東区南砂二丁目3番2-425号
有限会社中里商店	代表取締役 中里 誠治	東京都江東区南砂四丁目7番22号
千村 公恵		東京都江東区南砂六丁目11番20号
有限会社松本工機	代表取締役 松本 秀明	東京都江東区大島七丁目43番16号
川村 一寿		東京都江東区亀戸五丁目15番6号
有限会社伊勢藤酒店	代表取締役 藤田 克己	東京都江東区東砂三丁目15番8号
株式会社永田屋	代表取締役 永田 由美子	東京都江東区海辺19番1号

◎江東区告示第 1 4 1 号

江東区立児童遊園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次
の児童遊園を令和 6 年 4 月 1 日から設置する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

1 設置する児童遊園

名称	位置
江東区立北砂ふれあ い児童遊園	江東区北砂三丁目 1 0 番 1 号

2 供用開始日

令和 6 年 4 月 1 日

3 区域及び面積

別図のとおり

名 称 : 北砂ふれあい児童遊園
 所在地 : 江東区北砂三丁目10番1号
 面 積 : 449.63㎡

◎江東区告示第143号

江東区保育料の収納事務について、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり委託することとしたので、告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	公金収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる公金収納	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における公金収納	同上
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における公金収納	同上
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番	同上	同上

	1号		
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目1番2号	同上	同上

◎江東区告示第144号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 委託の相手方 東京都江東区東陽四丁目1番3号
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
事務局長 林 英彦
東京都江東区東陽四丁目5番18号
一般社団法人江東区観光協会
理事長 小嶋 映治
東京都江東区亀戸四丁目18番8号
亀戸いきいき事業協同組合
代表理事 塚本 光伸
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務

◎江東区告示第145号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- | | |
|--------------------|--|
| 1 委託の相手方 | 東京都港区南青山三丁目 1
番 3 0 号 P A S O N A S Q
U A R E
株式会社パソナ
常務執行役員 エキス
パート・BPO 事業本部
パブリック本部長 松
永 早苗 |
| 2 委託期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和
6 年 6 月 3 0 日まで |
| 3 委託の内容 | 江東区豊洲特別出張所の特
別区民税、個人の都民税、
軽自動車税、国民健康保険
の保険料、後期高齢者医療
の保険料及び介護保険の保
険料の収納事務 |
| 4 指定公金事務
取扱者指定日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 5 委託日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

◎江東区告示第 1 4 6 号

令和 6 年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

令和 6 年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙
のとおり

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職 名	報酬額	(内 訳)		報酬 区分
		報酬 （基本給・基本給外給）	地域手当に 相当する報酬	
事務支援員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
職員課会計年度任用職員	195,916 円	163,264 円	32,652 円	月額
江東区オフィスサポーター支援員	1,748 円	1,457 円	291 円	時間額
江東区オフィスサポーター	1,165 円	971 円	194 円	時間額
職員課保健師	1,886 円	1,572 円	314 円	時間額
江東区公文書等専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区行政不服審査担当職員	20,000 円	16,667 円	3,333 円	日額
江東区文書事務担当職員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
江東区男女共同参画推進センター保育士	192,363 円	160,303 円	32,060 円	月額
江東区スポーツ振興指導員	212,534 円	177,112 円	35,422 円	月額
江東区融資相談員	241,282 円	201,069 円	40,213 円	月額
江東区消費生活相談員	236,700 円	197,250 円	39,450 円	月額
江東区文化財主任専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区文化財専門員	247,264 円	206,054 円	41,210 円	月額
江東区青少年育成指導員	222,505 円	185,421 円	37,084 円	月額
区民課窓口外国人住民支援員	233,539 円	194,616 円	38,923 円	月額
区民課窓口支援員	222,726 円	185,605 円	37,121 円	月額
個人番号カード交付担当員	222,726 円	185,605 円	37,121 円	月額
江東区特別区税滞納整理専門指導員	(A) 126,474 円	105,395 円	21,079 円	月額
	(B) 63,236 円	52,697 円	10,539 円	月額
江東区介護保険給付適正化事務職員	213,337 円	177,781 円	35,556 円	月額
江東区福祉事務専門員	222,726 円	185,605 円	37,121 円	月額
江東区高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	213,337 円	177,781 円	35,556 円	月額
江東区介護予防機能強化支援員	232,468 円	193,724 円	38,744 円	月額
社会福祉士	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区地域包括支援専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
介護保険料徴収嘱託員	172,375 円	143,646 円	28,729 円	月額
江東区介護保険課窓口等事務職員	202,449 円	168,708 円	33,741 円	月額
介護保険認定調査員	219,260 円	182,717 円	36,543 円	月額

江東区地域リハビリテーション相談員	19,800 円	16,500 円	3,300 円	日額
江東区障害者余暇活動支援指導員	212,534 円	177,112 円	35,422 円	月額
江東区手話通訳者	10,186 円	8,489 円	1,697 円	日額
	(休日補充) 12,464 円	10,387 円	2,077 円	日額
江東区障害者支援相談員	233,539 円	194,616 円	38,923 円	月額
江東区障害者就労・生活支援センター相談員	208,660 円	173,884 円	34,776 円	月額
江東区国民健康保険給付事務嘱託員	242,756 円	202,297 円	40,459 円	月額
江東区医療保険相談員	202,148 円	168,457 円	33,691 円	月額
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	172,375 円	143,646 円	28,729 円	月額
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	202,449 円	168,708 円	33,741 円	月額
江東区医療扶助支援員	242,316 円	201,930 円	40,386 円	月額
江東区家庭相談員	175,700 円	146,417 円	29,283 円	月額
江東区資産調査専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	202,449 円	168,708 円	33,741 円	月額
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	176,113 円	146,461 円	29,352 円	月額
江東中国在留邦人等支援・相談員	10,038 円	8,365 円	1,673 円	日額
江東区婦人相談員	(月 12 日) 217,500 円	181,250 円	36,250 円	月額
	(月 16 日) 290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
栄養士	9,794 円	8,162 円	1,632 円	日額
	(時間額) 1,958 円	1,632 円	326 円	時間額
歯科衛生士	(5 時間) 9,794 円	8,162 円	1,632 円	日額
	(6 時間) 11,754 円	9,795 円	1,959 円	日額
検査技師	9,794 円	8,162 円	1,632 円	日額
保健師	1,960 円	1,634 円	326 円	時間額
助産師	1,960 円	1,634 円	326 円	時間額
看護師	1,960 円	1,634 円	326 円	時間額
心理判定員	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療連携 S W	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療相談専門員	10,762 円	8,969 円	1,793 円	日額
保育担当	1,336 円	1,114 円	222 円	時間額
検査補助	1,165 円	971 円	194 円	時間額

児童福祉専門相談員	290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区児童館児童指導員	1,748 円	1,457 円	291 円	時間額
江東区児童館運営補助員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
普通保育補助員	111,188 円	92,657 円	18,531 円	月額
零歳特例保育補助員	149,844 円	124,870 円	24,974 円	月額
乳児専門園普通保育補助員	166,759 円	138,966 円	27,793 円	月額
江東区立保育園栄養士（委託担当）	208,053 円	173,378 円	34,675 円	月額
江東区立保育園栄養士（0歳児担当）	208,053 円	173,378 円	34,675 円	月額
江東区立保育園栄養士（保育課）	208,053 円	173,378 円	34,675 円	月額
特例延長保育補助員（A～G）	（特例） 1,350 円	1,125 円	225 円	時間額
	（延長） 1,472 円	1,227 円	245 円	時間額
	（日中） 1,209 円	1,008 円	201 円	時間額
保育補助員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
特例・延長保育補助員	（特例） 1,250 円	1,042 円	208 円	時間額
	（延長） 1,378 円	1,149 円	229 円	時間額
	（日中） 1,165 円	971 円	194 円	時間額
用務補助員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
給食調理補助員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
栄養士補助員	1,514 円	1,262 円	252 円	時間額
看護師補助員	1,964 円	1,637 円	327 円	時間額
特別支援児保育巡回指導員	81,700 円	68,084 円	13,616 円	月額
江東区保育施設検査支援員	1,472 円	1,227 円	245 円	時間額
環境学習推進員①	215,635 円	179,696 円	35,939 円	月額
環境学習推進員②	228,132 円	190,110 円	38,022 円	月額
江東区清掃作業員	9,112 円	7,594 円	1,518 円	日額
江東区道路課技術職員	1,525 円	1,271 円	254 円	時間額
江東区道路等監察指導員	202,148 円	168,457 円	33,691 円	月額
江東区道路保全技術補助員	202,148 円	168,457 円	33,691 円	月額
江東区放置自転車対策作業員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
監査業務補助員	1,599 円	1,333 円	266 円	時間額
監査専門員	202,148 円	168,457 円	33,691 円	月額
学校用務補助職員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
学校警備補助職員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
日本語クラブ講師	（週1日） 90,700 円	75,584 円	15,116 円	月額
	（週2日） 181,400 円	151,167 円	30,233 円	月額

	(週 5 日)	360,000 円	300,000 円	60,000 円	月額
幼稚園相談員		211,371 円	176,143 円	35,228 円	月額
区立幼稚園預かり保育指導員		1,875 円	1,563 円	312 円	時間額
区立幼稚園預かり保育補助員		1,165 円	971 円	194 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育指導員		1,875 円	1,563 円	312 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育補助員		1,165 円	971 円	194 円	時間額
学校事務専門員		160,473 円	133,728 円	26,745 円	月額
学校栄養職員		226,713 円	188,928 円	37,785 円	月額
学びスタンダード強化講師 T 1		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
学びスタンダード強化講師 T T		2,030 円	1,692 円	338 円	時間額
教科担任制講師		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
栄養士補助	(資格有)	1,486 円	1,239 円	247 円	時間額
	(資格無)	1,165 円	971 円	194 円	時間額
江東区教育委員会相談員		211,371 円	176,143 円	35,228 円	月額
スクール・サポート・スタッフ		1,165 円	971 円	194 円	時間額
小 1 支援員		1,165 円	971 円	194 円	時間額
ブリッジスクール学習支援職員		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
副校長補佐		125,900 円	104,917 円	20,983 円	月額
養護補助		1,486 円	1,239 円	247 円	時間額
江東区幼稚園補助職員		1,875 円	1,563 円	312 円	時間額
特別非常勤講師		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
エデュケーション・アシスタント		194,800 円	162,334 円	32,466 円	月額
江東区立学校日本語指導講師		222,100 円	185,084 円	37,016 円	月額
江東区スクールソーシャルワーカー		290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区俳句教育推進員		211,371 円	176,143 円	35,228 円	月額
江東区理科教育推進員		211,371 円	176,143 円	35,228 円	月額
江東区部活動教育推進員		211,371 円	176,143 円	35,228 円	月額
江東区学校部活動指導員		2,500 円	2,084 円	416 円	時間額
江東区特別支援教育心理専門員	(月 15 日)	242,362 円	201,969 円	40,393 円	月額
	(月 16 日)	258,531 円	215,443 円	43,088 円	月額
江東区特別支援教育アドバイザー		242,756 円	202,297 円	40,459 円	月額
江東区特別支援教育看護師		300,000 円	250,000 円	50,000 円	月額
学習支援員		1,405 円	1,171 円	234 円	時間額
個別学習支援指導員		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額

情緒固定学級講師	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
特別支援教室指導員	2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
江東区きっずクラブ児童指導員	1,748 円	1,457 円	291 円	時間額
江東区きっずクラブ児童指導補助員	1,165 円	971 円	194 円	時間額
教育相談心理専門員	16,668 円	13,890 円	2,778 円	日額

◎江東区告示第 1 4 7 号

犬の注射済票交付手数料収納事務の委託
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙に掲げる動物病院に委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の定めるところにより告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

別紙

(1) 地方自治法第243条の2第1項に基づき委託したもの

動物病院名	開設者	所在地	取扱期間
有明動物病院	山崎 智輝	江東区有明二丁目1番8号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
亀戸うえの動物病院	上野 元裕	江東区亀戸七丁目24番4号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(2) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第 2 条第 1 項の規定に基づき委託したもの

動物病院名	開設者	所在地	取扱期間
青柳動物病院	青柳 恵彦	江東区牡丹三丁目 9 番 6 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
アニマルメディカルクリニック	谷口 孝	江東区富岡一丁目 26 番 12 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
磯貝動物病院	有限会社 磯貝動物病院	江東区北砂一丁目 12 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
犬猫の病院 しん	矢島 信一	江東区平野三丁目 2 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 6 月 30 日まで
永代橋アニマルクリニック	有限会社 KAC	江東区永代一丁目 9 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
おおじま動物クリニック	榎本 雄太	江東区大島一丁目 29 番 7 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社荻谷動物病院 グループ江東総合病院	株式会社 荻谷動物病院 グループ	江東区北砂三丁目 12 番 7 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社荻谷動物病院 グループ三つ目通り病院 外科・整形外科センター	株式会社 荻谷動物病院 グループ	江東区森下五丁目 20 番 2 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
ガルシア動物病院	ラグドーナ 株式会社	江東区辰巳二丁目 1 番 56 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

木場きたむら動物病院	北村 亮	江東区冬木 17番7号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
木場パークサイド動物 病院	濱谷 直幸	江東区東陽一 丁目27番3 号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
きむら動物診療室	株式会社 きむら動物診 療室	江東区常盤二 丁目14番1 1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
清澄白河アニマルクリ ニック	本池 俊仁	江東区白河一 丁目6番15 号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
清澄動物病院	西野 朗	江東区白河一 丁目4番18 号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
ケイ動物病院	有限会社 ゾーディアッ ク	江東区東陽四 丁目10番1 4号	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで
江東どうぶつ医療セン ター	株式会社 MAH	江東区塩浜二 丁目11番2 9号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
こころ動物病院	株式会社 カダモホルジ ョマシーコ	江東区北砂七 丁目5番16 号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
コジマ亀戸動物病院	株式会社 コジマ	江東区亀戸三 丁目60番2 1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

しのめ動物病院	株式会社 シンフェステ ィア	江東区東雲一 丁目 6 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
ZERO どうぶつクリニック	山本 健二	江東区大島一 丁目 3 0 番 1 4 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
チェロ動物病院	河村 貴仁	江東区東砂八 丁目 5 番 5 - 1 0 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
動物愛護医院	笠井 千石	江東区森下二 丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
動物医療サポートセン ター	株式会社 獣医画像診断 研究所	江東区深川二 丁目 7 番 1 7 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
動物の病院・KISS (キ ッス)	安藤 雅子	江東区亀戸一 丁目 3 2 番 3 - 4 0 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 6 月 3 0 日まで
動物病院モルム	栗野 悟	江東区住吉一 丁目 1 4 番 8 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
とだ動物病院	有限会社 とだ動物病院	江東区千田 6 番 1 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
とよす動物病院	株式会社 とよす動物病 院	江東区豊洲六 丁目 2 番 1 0 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
ペテモ動物病院 亀戸	イオンペット 株式会社	江東区亀戸六 丁目 3 8 番 1 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

ペテモ動物病院 東雲	イオンペット 株式会社	江東区東雲一 丁目9番10 号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
まつばら動物病院	株式会社 MAH	江東区枝川三 丁目4番9号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
まるやま動物病院	丸山 吉博	江東区石島四 番9号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
南砂どうぶつ病院	嶋村 健太郎	江東区北砂四 丁目1番6号	令和6年4月1日から 令和6年12月31日まで
モフ動物病院	石森 斉子	江東区南砂三 丁目13番5 号	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで
LUNAペットクリニ ック潮見	株式会社 R&Mベテリ ネール	江東区潮見二 丁目6番1号	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで

◎江東区告示第 1 4 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条の 2 の規定による撤去等に要した費用の徴収については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 委託を受けた者 シンテイ警備株式会社
代表取締役 安見 竜太
- 2 住 所 東京都中央区新富一丁目 8 番 8 号
- 3 委託した歳入 放置自転車撤去手数料収入
- 4 指 定 日 令和 6 年 4 月 1 日
- 5 委託の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 1 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 4 月 4 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 4 日

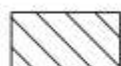
江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 6 3 0 号	江東区有明三丁目 3 7 番 6 先から 江東区有明三丁目 3 7 番 1 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江630号区域変更略図

江東区有明三丁目地内



編入区域

面積

551.56 平方メートル



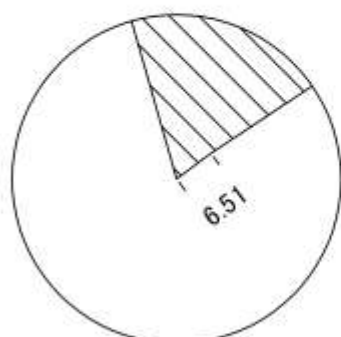
区域変更箇所



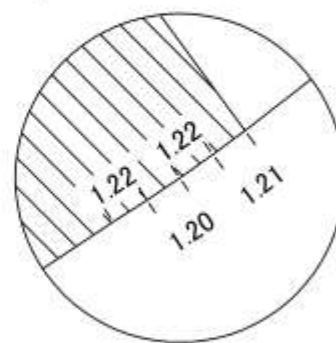
(37-6)

江630号

(37-1)



詳細図



詳細図

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

江東区長 大久保 朋 果
記

◎江東区告示第 1 5 0 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 4 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 5 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人東京中央連絡會
東京都新宿区下宮比町 2 - 2 8 飯田橋ハイタウン 8 2 0
- 2 事業所の名称及び所在地
一般社団法人東京中央連絡會江東相談室
東京都江東区北砂 4 - 1 1 - 1 9
- 3 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第 1 5 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 4 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 4 日

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 特定非営利活動法人子育て支援おやこ
東京都江東区猿江 1 - 1 8 - 9 - 2 0 4
 - (2) 株式会社グロウ
東京都江東区東陽 3 - 3 - 8 - 8 0 2
- 2 事業所の名称及び所在地
 - (1) 乳幼児親子教室
東京都江東区猿江 1 - 1 8 - 9 - 2 0 4
 - (2) 相談支援センターグロウ
東京都江東区大島 8 - 3 2 - 7 学脇ビル 3 0 3 号
- 3 廃止年月日
(1)・(2) 令和 6 年 3 月 3 1 日
- 4 事業の種類
(1)・(2) 特定相談支援事業、障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
(1)・(2) 特定なし

◎江東区告示第 1 5 3 号

特定商業施設新設届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設新設届出書を縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定商業施設新設届出書の届出年月日		令和 6 年 3 月 2 9 日
特定商業施設新設届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区地域振興部経済課（庁舎 4 階）
特定商業施設新設届出書の縦覧期間		令和 6 年 4 月 5 日から 令和 6 年 6 月 5 日まで
特定商業施設新設届出の概要	特定商業施設の名称及び所在地	トヨタモビリティ東京株式会社 深川店 江東区千石二丁目 1 0 番 1

		号
設置者の氏名又は名称及び住所	トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 佐藤 康彦 東京都港区芝浦四丁目8番3号	
特定商業施設において営業を営む者の氏名又は名称及び住所	トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 佐藤 康彦 東京都港区芝浦四丁目8番3号	
特定商業施設を新設する日	令和6年3月29日	

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第5号

下記により、令和6年第3回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和6年3月22日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年3月27日（水）
午後2時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第1 議案第14号 江東区教育委員会の権限委任に関する規則
 - 日程第2 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 報告事項
 - (1) 令和6年第1回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか
- 5 協議事項
 - (1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 14 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令第 1 号）第 18 条の規定に基づき、令和 5 年度第 2 回定期財務監査の結果に対し、江東区長及び江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員及び河野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和 6 年 3 月 15 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 釧 先 美 彦
同 河 野 清 史

〔別紙〕

令和 5 年度第 2 回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔こども未来部 こども家庭支援課〕

1 指摘事項

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、国より交付されていた。事業実績報告に基づき交付額が確定されたことに伴う超過交付分が発生したため、定められた納付期限までに返還することになっていた。

事業名	返還金	納付期限
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分）	326,731,881 円	令和 4 年 1 月 28 日
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分）	325,673,714 円	令和 4 年 1 月 28 日

上記 2 件の返還金に関する納付書類については、こども家庭支援課からの報告によると、東京都より令和 4 年 9 月 6 日付令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付額確定通知書とともに同課へ到達し、支払期限は同年 1 月 28 日とされていたが、返還手続きを失念したため支払期限と同日の処理となってしまった。

その結果、支払期限より 1 日遅れて支払われたため、年率 10.95% で算定された延滞金 195,721 円が発生した。

事業名	延滞金
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分）	98,019 円
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分）	97,702 円
計	195,721 円

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出したことにより、区に損害を生じさせたものである。

補助金返還手続きを失念した要因として、業務執行にかかる確認体制の不備に加えて、急遽実施された本事業への対応に必要な職員体制の構築が不十分であったことが考えられる。

会計処理にあたっては、遅滞や遺漏が生じないよう課内における確認体制を総点検するとともに、職員一人ひとりの業務量を的確に把握したうえで必要な職員数を確保し適正に事務の分担を行う等、再発防止策を講じられたい。

2 措置事項

業務の執行にあたり適正な会計処理に努めていたにもかかわらず、課内の確認体制の不備により延滞金が発生し、令和 5 年度第 2 回定期財務監査において指摘事項を受けるに至った。今回の指摘事項を重く受け止め、今後このような事態を引き起こすことがないように、以下のとおり措置を図り、再発防止に努める。

本件指摘事項を踏まえ、同様な事例は、他に発生していないことを確認した。

本件指摘事項については、国により決定された給付金事業への早急な対応が求められたため、十分な職員体制が構築できなかったこと、及び、担当者個人に補助金業務を任せきりにし、人為的なミスについて係内でチェックする体制が不十分であったことが原因と考えている。

年間を通して執行手続きの漏れがないように、以下の通り再発防止に取り組む。

- ① 各事業担当で週初めに当該週の個々の業務予定について、対面もしくはチャット機能を用いて共有する。

- ② 給付金等イレギュラー業務を含む全事業分の補助金スケジュール表を朝会フォルダに格納し、都度担当が更新することにより、進捗を共有する。
- ③ 上記執行予定について、係長が確認する体制とする。

令和5年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔教育委員会事務局 地域教育課〕

1 指摘事項

江東きつずクラブ条例第9条において定められている利用料の令和4年度収入未済繰越額と令3年度末の収入未済額に230,500円の相違が生じていた。地域教育課の報告では、相違している金額の内訳や原因が不明であった。江東区会計事務規則第47条において、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年にわたり生じていたものであり、確認体制の不備を指摘せざるを得ず、原因を究明し適正に修正されたい。

同利用料の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を遵守するとともに、管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を見直されたい。

2 措置事項

本件指摘事項について、江東きつずクラブA登録のスポット利用料の納入済通知書を財務会計上の収入額と照らし合わせる作業を行ったところ、以下の事実が判明した。

- 1 令和3年度のスポット利用料の口座振替分、令和4年2月分と3月分(3月末引き落とし及び4月末引き落とし)合計225,000円が翌4年度の収入として計上されていた。これは、独自システムである入退室管理システムにて出力する請求データの一部が「年度」ではなく「年」と自動的に付されていたためであった。

- 2 地域教育課窓口で令和4年4、5月に保護者が支払ったスポット利用料合計5,500円は、令和3年度分の納付書で区役所8階のみずほ銀行に入金すべきであったが、誤って令和4年度分の納付書で入金していた。上記1、2により令和4年度収入未済繰越額と令和3年度末の収入未済額に相違が生じていたものである。

1の原因はシステム上の誤りであり、2は職員の単純なミスである。

1については、入退室管理システムの事業者へ請求データを正しく出力するよう改修依頼済みであり、近日改修完了予定である。今後、独自システムを開発、改修する場合は、不具合がないかどうか徹底したシステム・チェックを実施することとする。

2については、出納閉鎖期間について、窓口払いした利用料のみずほ銀行に入金する場合、納付された年度を確認し、正しい納付書を作成することを徹底するとともに、複数職員によるチェックを実施する。課内のマニュアルに出納閉鎖期間の事務処理について注意事項を記載し、それを見れば誰でも正しい処理が行えるようにする。さらにチェックリストを作成し、誤処理をしないようにチェック体制を徹底する。

区 議 会

◎区議会議決事項 (令和 6 年第 1 回定例会)

2 月 2 1 日から 3 月 2 8 日まで会期 3 7 日間にわたって開会した令和 6 年第 1 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案 (区長提出)

- 議案第 2 号 令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 3 号 令和 5 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 令和 5 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 号 令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 号 仙台堀川公園周辺路線道路改良工事 (A - 1 工区) 請負契約
- 議案第 1 3 号 江東区白河保育園改修工事請負契約
- 議案第 1 4 号 江東区亀高保育園改修工事請負契約
- 議案第 1 5 号 江東区南砂第二保育園改修工事請負契約
- 議案第 1 6 号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第 1 7 号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 9 号 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 0 号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 1 号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 2 号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 3 号 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 4 号 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 5 号 江東区営プール条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 6 号 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 7 号 江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 8 号 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 9 号 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 0 号 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 1 号 江東区江東きつザクラブ条例等の一部を改正する条例
- 議案第 3 2 号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 3 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(以上 3 月 1 4 日原案可決)

- 議案第 6 号 令和 6 年度江東区一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 6 年度江東区国民健康保険会計予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度江東区介護保険会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 議案第 1 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 議案第 3 4 号 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 5 号 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- 議案第 3 6 号 江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第 3 7 号 江東区福祉会館条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 9 号 江東区介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 0 号 令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 1 号)

- 議案第 4 1 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
（以上 3 月 2 8 日原案可決）
- 2 選任同意（区長提出）
- 議案第 4 2 号 江東区副区長選任同意方について
綾 部 吉 行
- 議案第 4 3 号 江東区副区長選任同意方について
油 井 教 子
（以上 3 月 2 8 日同意）
- 3 請願・陳情
- 5 陳情第 3 8 号 電線地中化に関する陳情
（以上 3 月 1 4 日不採択）

